

参議院農林水産委員会會議録第二十六号

昭和四十四年六月二十六日(木曜日)

午前十四時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 任田 新治君
理事 高橋雄之助君
宮崎 正雄君
遠田 龍彦君
矢山 有作君
藤原 房雄君

委員

亀井 善彰君
河口 陽一君
久次米健太郎君
栗原 祐幸君
小枝 一雄君
櫻井 志郎君
田口長治郎君
温水 三郎君
森 八三三君
和田 鶴一君
杉原 一雄君
武内 五郎君
中村 波男君
沢田 実君
向井 長年君
河田 賢治君

国務大臣

農林大臣 長谷川四郎君
建設大臣 坪川 信三君

政府委員

農林大臣官房長 大和田啓氣君
農林省農政局長 池田 俊也君
農林省農地局長 中野 和仁君

農林省蚕糸園芸局長 小暮 光美君
建設省都市局長 竹内 藤男君
自治省税務局長 降矢 敬義君
事務局側 常任委員会専門員 宮出 秀雄君
説明員 国税庁直税部資産税課長 好川 栄一君

本日の会議に付した案件

○農業振興地域の整備に関する法律案(第五十八回国会内閣提出、第六十一回国会衆議院送付)

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業振興地域の整備に関する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○中村波男君 まず最初に、一昨日の当委員会におきまして、私が質問を申し上げた都市計画法における市街化調整区域の全部または一部が農業振興地域の指定を受けた調整区域について、農地の転用等に対する規制は、都市計画法によって行なうのか、農振法によって行なうのか、その見解をお尋ねしたわけですが、私の理解でできるような御答弁をしていただけなかったもので、次回に政府の統一見解を出してもらいたい、こう申し上げたわけでありまして、その見解をまず明らかに願っています、次の質問に移ってまいりたい、こう思うわけです。

○政府委員(中野和仁君) 市街化調整区域内の農地に対しまして開発許可と農地転用許可との関係についてのお話でございますが、これにつきまして

は、両方の許可制度にそごが生じないように十分調整をはかる必要があるわけでございます。そのために開発許可権者が開発許可をしようとする場合には、農地転用の許可権者に事前に連絡をするということにつきまして、農林省、建設省との間で話し合いをしております、それに基づきまして、下部機関を十分指導したいというふうに考えております。

○中村波男君 私が質問をいたしました問題点は、行政上の手続の調整ということでは解決しないんじゃないか。いわゆる根拠規定がそれぞれ異なっておりますので、したがって、その地域にはこの規定と、いわゆる法律的な根拠というものを一つにしておかないと、両者が調整するということのようなことで具体的に処理できるかどうかという点については、どうも納得がいかないのでありますが、具体的に御説明をひとつさらにお願いをしたい、こう思うわけですが、

○政府委員(中野和仁君) たとえば調整区域の中で、十ヘクタールにつきまして開発許可の申請が出てまいりました場合は、開発許可をいたしますのは知事でございます。農地転用の場合はそれは農林大臣、具体的には、事務処理をいたしましては、地方農政局長ということになるわけであります。開発許可申請書が出てまいりますと、それについて、知事はあらかじめ地方農政局長に、こういう申請があるけれども、農地転用の面から見れば一体それはいいのかどうかということ、事前に連絡をさせるといふような考え方で私先ほど申し上げたわけでございます。その辺の詳細な事務手続につきましては、早急に建設省側と詰ましまして、指導したいというふうに考えておりますが、手続としましてはそういうやり方になるというふうに考えております。

また私としては理解できないので、さらに御質問申し上げたいと思うわけであります。

都市計画法によりまして、二十九条で、市街化区域または同調整区域内において開発行為をしようとする者は、原則的に都道府県知事の許可を要することになっておるわけであります、ただし、次に示す各号については許可を要しない。各号とは、具体的にあげてみますれば「市街化区域内において行なう開発行為で、その規模が政令で定める規模未満であるもの」「市街化調整区域内において行なう開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行なうもの」。時間が長くなりまして、具体的にあげなくとも農地局長御存じでありますので、いわゆる九号まで、こまかく許可を要しないという事項が載せられておるわけです。

そこで今度は農振法によりまして、利用目的というものを設定する。その利用目的以外には、いわゆる農地法の四条、五条の認可許可をしてはならぬ、こういう規定がある。そうしますと、農振法でいけばこの九つの中の全部とはいきませんけれども、許可をしてはならぬというものに入るものが相当あると思うのです。したがって、都市計画法に基づけば許可を要しなくても文句は言えないということになりますから、農振法の地域指定が行なわれ、使用目的が調整区域に設定をされている場合には、これは許可をしてはならぬという、こういう網がかぶさっていると思うのであります。

それをどうするかということ、行政的な連絡打ち合わせ、事前の協議ということでは私は解決できない、これは明らかにこの地区についてはこうするものだという規定なり法律の根拠を統一し

ておきませんと、これは実際問題としては処理できないのではないかと、こういう意味で質問しておるわけです。

○政府委員(中野和仁君) 調整地域内におきます開発許可と農地転用の許可との関連だけを御答弁申し上げたい。へん否足らずで恐縮でございます。いまのお話のように調整地域内に振興地域の指定がありました場合に、この振興地域の法律の十七条によりますれば、指定された用途以外の用途に供されないように農地の転用に付きまして運用することになっております。で、なるほど先生おっしゃいましたように開発許可の要らない場合がございませうけれども、これは農地転用の許可は要るわけでございます。したがって農地転用の許可を受けなければたとえ開発許可があつてもその開発はできない。第一段はそういうことでございませう。その上に振興地域法がござつてまいりますと、そこは利用区分というものを明確にしまして農用に使うということを明確にした地域でございませう。よほどのこと、たとえばそこは全体の計画としましてニュータウンをつくるとか何とかいうことがありました場合には、全体として相談が必要でありませうが、原則としましてはそこは農地転用の許可はしないということになるわけでございませう。

○中村波男君 そうしますと、運用の面でそういう処理ができるかということとされようところ、無理があるんじゃないか、問題が残るんじゃないかという感じがするわけです。都市計画法からいへば九つの事項については許可を要しないというところは書きおけるわけでありませうから、したがって、農振地域に指定をし、利用計画を立てたものについては都市計画法のいわゆるいま申し上げた事項というのは該当しないというやうな、何らかの法文の上に規定をするといひますか、それにかかわるべき措置を——国会における審議の場において見解が述べられたというだけで処理してよろしいものかどうかということについての御見解はいかがですか。

○政府委員(中野和仁君) 両方の許可の関係を法的に明確にするというお話もわかるわけでございますが、都市計画法のいうことと、それから農地法なりあるいはこの地域振興法という制度の目的自体が、片一方のほうは都市の計画的な都市化を進めるといふことをねらつておりませうし、農地法におきましては優良農地の確保という観点から転用許可制度がございませうわけでございませう。おのの法律の運用ということになりますと、おのずからその主要な目的が違つてくるわけでございませう。そこで両方の法律の調整ということになるわけでございませうので、先ほどから申し上げておりますやうに運用として両法の調整がまず必要であるということをお願いした上で、法律自体の中身の性格によりますと、やはり調整地域は本来市街化を抑制する地域でございませうし、農地転用の許可制度は何らはずしてございませうので、従来どおり優良農地確保という観点からの農地転用の許可というものが、農地転用の許可制度で許可除外されておる場合は別でございませうけれども、それ以外には農地転用の許可が全部要るわけでございませう。農地転用のサイドからの判断ということになるというふうに私は考えるわけでございませう。

○中村波男君 ただいまの御説明では理解ができません。わけでありませうが、くどいようでありますけれども、いまおっしゃつたやうに市街化調整区域というのは五年、あるいはさらに五年後には市街化に編入される地域だと言いかえれば言えると思ふわけでありませう。そこへ全く目的の違つた農業を振興しようとする地域に指定をするわけでありませうから、したがって、おのずからいま私が指摘をしたやうな全く異なった性格における規定というものがかみ合つてくると思ふわけでございます。

そういう点から見まして、調整区域を振興地域に指定すること自体がいろいろ議論のあるところであると思ふわけでありませうが、しかし、実際問題として、いままでの御説明によれば、市街化区域への編入面積というのは十萬ヘクタールである。しかし、一昨日の都市計画局長の御答弁

によれば見通しとしては十九萬ヘクタールではおさまらないであらうと、こういうことも見通しとして御答弁があつたのであります。それはそれとして、百五十萬ヘクタール程度がいわゆる調整区域として残る、これは最も都市近郊のいわゆる集約農業高効率農業の地帯でもあり、また食糧の生産という上からいいますと新鮮な野菜供給地として、あるいはその他の高性能な農業として、さらに農業振興地域として網をかくせてスプロール化を防がなければならぬという、こういう農業側からいふ強い使命と目的と要請というものがあつて思ふわけでございます。

そういう両方を考えましたときに、農地転用というものを農振法においては規制をする、抑制をする、しかし都市計画においては最前私があげました九つについては許可を要しない、こういうことになるのであります。この九つの問題について、それから都市計画法に基づいて申請が出され、そのときに、都市計画を根拠にいたしますならば許可を申請しなくて潰瘍をし、あるいは耕地以外の目的に供したといたしましても決して違法ではない、取り締まる方法はない。しかし、農振法からいへば明らかな違法である。そういう現実な場面を迎えましたときにどういう処理をするかということになるならば、はつきりとしたやり方規定というものを設けておかないと行政上に混乱が起きるのではないかと、こういう立場で私は御質問を申し上げておるのであります。そういう混乱は起きない、そういう心配はない、また法律的にも規定的にも農振法で規制をいたしても問題はないと、こういうことがはつきりまあ見解として述べられるのであります。この質問はこれ以上続ける必要はないと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(中野和仁君) ただいまのお話で都市計画法のほうで開発許可は要らないということでございますけれども、先ほども申し上げましたやうに、農地法上の農地転用の許可は要るわけでございませう。したがって都市計画法上は違法で

ないかもわかりませんが、農地法の農地転用の許可を受けなければそういう転用はできませんので、結果といたしましてはそういう地域については都市計画法上の許可が要らないものについては農地転用の許可だけを受ければならないというところになるわけでありませう。その点の許可を受けるときに、そこを許可するかどうかということになりますと、それはいまおっしゃいました農業地域振興法の中の振興地域でありますれば、それは農業上の利用の目的に沿つて農地転用の許可を運用するというところになっておりますから、原則的には許可にならないということになるというふうに私先ほどから申し上げておるわけでございませう。

○中村波男君 ちょっと都市計画法の法文を持つてこなかったものでございませうが、もう一度私も念を押して読みたいと思ふのでありますが、私が読んだ理解からいへば、さういふ読み上げましたやうに、二十九条で、原則的には都道府県知事の許可を要するものについては許可を要しない、こういう都市計画法においては規定をしておるわけでありませうから、この法文を私なりに読みますれば、これは農地法の適用は受けないのだ、こういうやうに私は解釈すべきではないか、こう思ふわけでありませう。農地法の適用は受けるのだ、こういう解釈でありますか。

○政府委員(中野和仁君) 都市計画のほうからものを言ひまして、こういうものについては都市計画法上の許可が要らないというだけのこととございまして、農地法上そこは許可制がかつておるといふことは、私が先ほどから申し上げておるといふことは、こちらの許可が要らないから農地転用の許可が要らないということではございませう。

○中村波男君 不勉強のためにたいへんわずらわしい質問かと思ひますが、そういう御見解でございますか、そういう取り扱いがなされるということ

であるならば問題ありませんけれども、市街化区域については農地法の適用を全然受けないわけでしょう。したがって調整区域というのと市街化区域とはこの二十九条で区分しておると、こういうふうに理解しておいたわけですね。したがって調整区域については、これは農地法が元になって、ただ都市計画法としての許可を要しないというふうに理解しておらなかつたから質問を申し上げたわけですね。

次は関連がありますのでお尋ねしておきたいと思いますが、農振法における地域指定の中に、山林原野というものも含まれる場合がありますか。

○政府委員(池田俊也君) これは法案の三条に「農用地等」という定義があるわけですが、そういう範囲内の農用地等に該当いたします場合は山林原野でありまして、一応この法律の計画の対象になるわけですが、第三号でございまして、たとえば山林がございまして、第三号でございまして、それを耕作の目的に供される土地の保全なりあるいはそれに関連いたします必要な施設の用にその土地を供しようという場合には、当然該当するわけでございます。

○中村波男君 そうしますと、農振法と農地法に基づいて土地の利用区分といたしまして、区分指定をしていくわけですね。その利用区分指定の大体の種別といたしまして、種目といたしまして、目的別というところはどういうふうなものになりますか。

○政府委員(池田俊也君) 原則的には、私どもが考えておりますのは、田畑それから樹園地、それから混雑林、草地といったような種類についてでございます。

○中村波男君 そういたしますと、現在は山林である、しかし採草放牧地としてあるいは開拓をすることによって畑、水田という例もないとは言いませんけれども、そういうふうな目的をもって山林が指定をされる、そうすると、用途目的として、たとえば採草放牧計画地というので利用目的が設定される。そこで山林は、いわゆる農

地法四条、五条の潰廃、転用等の制限を受けておられないわけですね。そうでしょう。そうしますと、現況が山の場合に、これを転用を規制するという根拠というのは、農振法によっていわゆる転用以外には目的を変えてはならぬという、これで取り締まるという、こういう考え方でいいですか。

○政府委員(池田俊也君) これは山林でございまして、当然転用の規制とかそういうような制度がないわけですが、この法律によりまして利用区分が定められますが、この法律によりまして利用区分に従った適当な利用が行なわれていないという状態でございまして、これはその利用に応じた、利用区分に応じた利用が行なわれるようにということで、勧告あるいはそれに對する都道府県知事の調停というふうな制度が該当していただくわけでございます。

○中村波男君 池田局長、私の質問申し上げたのは、その前にいわゆる農振法からは採草放牧地というところでございまして、しかし今後その山を宅地その他の転用すると、そのときにはまた農地法に基づけば全く許可を要しないわけでしょう。そうしますと、登記等もこれはもう簡単にすると許可になるわけですね。そういうのをどう防ぐかというところを農振法の上からどうお考えになつていらっしゃるか、これが私の質問の趣旨です。

○政府委員(池田俊也君) 農地につきましては、まあ農地法によりましていろいろな規制があるわけですが、いまのお話の山林等につきましてはそういう制度がございまして、農振法の中におきましても、それに対して何らかの規制を加えるというところは、制度としては非常にむずかしいわけですが、そういうふうな体制は、この法案の中でもとっておらないわけでございます。

○中村波男君 この法案の中でとらないというのか、とれないというのか……。したがって法案の趣旨からいいますと、それを区分をし、その利用目的に沿って開発をしていくことになるならば、私は農地法を改正するということの必要が

あつたから出てくるんじゃないか、こういうふうな考えでおられるわけですね。ただ、たとえて申し上げますならば、利用目的として山林が採草放牧地に指定された。しかし、たまたまその山林をあるいは宅地とかあるいは工場用地として売つたと。そうします場合には、登記の上からいいますと全然農振法の審査を経るという必要は山林の場合にはないのでありますから、全く抜け穴になつてしまふ。そうならば、設定をしましても農振法の網から逃げてしまふ。こういう具体的な問題点が私は出てくるのではないかと、こう思うわけですね。したがって、いたずらに指定をしても、やはりその開発計画が前々から地主なり関係市町村なり関係の農業委員会なり農協なりと具体的に検討をされて、いわゆる所有権という関係まで縛られなければ、ただ大きい目で客観的な立場で指定をいたしましたとしても、それは実際問題としては、目的に沿うということについては私が指摘をいたしましたような抜け穴があるんじゃないか、こういう点から質問を申し上げておるのでありますから、それに対するお考えをさらに伺ひたい、こう思うわけですね。

○政府委員(池田俊也君) これはまあ農地法の適用になります土地の、なぜ農地法に対して農地法が適用されるかという問題、それに対しては、山林に対しては同じようなものがないわけですが、結局その基本的な考え方、私、関連してくる問題であらうというふうな気がいたすわけでございます。やはり農地という、そういう特別な規制がなされず土地というものは、おのづから限界があるはずでございます。いまの日本の法体系の中で、山林等について同じような規制がございせんわけですが、農振法の中でいまま中村委員がお話になりましたような趣旨で、そういう観点も考えられるわけではございませんけれども、いまの体系の中でそういうことを考へるのは私は非常に困難ではないかというふうに考へておられるわけでございます。

○中村波男君 どうも御答弁が明快でないわけ

ありますが、もちろん私は農振法と農地法指定を行なう上において、やはり山林等であっても採草放牧地等の適地はやはり農振法において網をかざせて、そしてそれに伴う対策、また経費、予算等々も国がきめんどくさく、そういう具体的な対策があつていいと思うわけですね。しかし実際問題として、農地の値上がり等によって今後特に都市計画法の施行によって安易土地というものに集中してまいらうと思つておられる。したがって、これから住宅あるいは工場用地として山にどんどん伸びていくという、こういうことも実際問題として考へておかなければならぬのではないかと、こういうふうにお考えなす、いま私が指摘をしたような、いわゆる法の盲点をついて地域指定を行ない利用目的を設定いたしましたとしても、それは全く絵にかいたもちという、こういう結果になるおそれがある。それを肯定されるならば、それに対する具体的ななやり方、また場合によつては農地法の改正その他によつて法的に規制をするというところを考へなければ、いま政府の考へていらっしゃる農振法というものは農振法を通じて目的を達成することは困難ではないか、またそういうところからいいますと、全体を引く張る、こういう結果になりかねないではないか、こういう立場で質問を申し上げておられるわけですね。したがって大臣お聞きいただいたと思つたので、これは農政局長はこれ以上の御答弁はしていただけないと思つたので、全体を見てどうお考えになつておられるか、お聞かせを願つたほうがいいと思つた。

○国務大臣(長谷川四郎君) お答えになるかどうか。非常にむずかしい問題で、山林法といふ話しかいへないけれども、関連性は何としても話しかいへないけれども、私の御答弁になるかどうかは私にきかぬけれども、いづれにいたしましてもそういうふうなことで、山林法というふうなものを話しかいへない上に立つて、む

やみにそれらが、土地が、何といひますか宅地にかえられないような方法につきましては、十分に話し合いが整つていきますようにとめさせるよりほかには道がないと思ひますので、そういう点については今後はこの法案が通りましても一そう注意をして、その点に意を用いさせるようにいたしたいと思ひます。答弁にならないかもしれせんけれども、そんな程度で。

○矢山有作君 いまは農林大臣答弁にならない、まさに。何を言つてゐるのかこつちで聞いておるとよくわからぬのですがね。中村委員の質問の趣旨はよくおわかりだらうと思ひます。山林等について、これは農地法の規制も何もないわけですから、そうすると農振法の網をかぶせてみたところで、もしそういうところに山林だといふようなものがあつた場合には、これはもう自由に転用できると、ましていわんや都市計画法が施行された段階で地価に断層を出てくるというところが当然予想されてくるわけですから、そういうことが当然の網をかぶせてみても、そうした山林のようなところをねらつて開発行為はほとんど進んでいくだらう、何らの制約がないのですから。そうした農振地域の指定といふものは、しり抜けになつてくずれてしまふじゃないか、市街化もほとんど進んでいくような素地がつくられてゐるんじゃないかといふようなことを言つておるわけですか。したがつて農振地域の指定の網をかぶせて、そこでつまり農振振興をはかるというなら、それに対する規制措置がないということにはどうにもならぬじゃないか、こう言つてゐるわけですか。だから、考えますとか何とか慎重に扱ひますといふことでは済まない問題になつてゐるわけですか。だから一体どうするんですか、そのことなんです。農政局長と中村委員との問答を聞いておつて、結論の出ぬわけですから、農林大臣としてそんなしり抜けの法案をつくつて、これで行つてば法案ができたといつておるわけにはいかぬでしょう。そのところを聞いてゐるわけですよ。

○政府委員(大和田啓吉君) いま大臣が申し上げ

た御趣旨を多少ふえんして申し上げます。御承知のように、山林について所有権の譲渡の制限はございせんから、農地と同じようにびつしやりやるわけにはまいりません。しかし、だからといって山林等についての農用地利用を進めなくていい、あるいはそのままにしておいていいということではございせん、その調和がこの農振法でございます。したがつて、用途の指定をしてその上で整備計画の定めましたところにつぎまして市町村長が土地利用についての勧告を行なうと、そしてそれは法律の十四条、十五条で、「土地利用についての勧告」ないし「都道府県知事の調停」ということになりまして、十六条では、国及び地方公共団体は、農用地利用計画を尊重して、土地の農業上の利用が確保されるようにつとめなければならぬといふことに、国と県あるいは地方公共団体のいわば責任を法律として規定しておりますので、行政としてその方向に沿つて一生懸命やろうといふことでございまして。それで、もしその法律上の強制がなければしり抜けではないかといふふうにおっしゃれば、私はまさにそのとおりであると思ひます。しかし、山林の所有権の制限をいさぐさここでするといふこともなかなかきつめてむづかしい問題でございまして、山林の所有権についての制限がないという前提に立つて、市町村あるいは国、県の努力においてできるだけ土地の農業上の利用を推進したいといふことがこの法律の趣旨でございまして。

○矢山有作君 それは質問されておる中村委員にしても、それから関連してものを言つてゐる私にいうことはちゃんと承知して言つてゐるわけですよ。こんなものでそういうような規制ができるのかできないのか。私は実際問題として、全然役に立たぬだらうと言ふんです。そうでなくて、都市計画法上でいろいろな建築制限だなどといつてやつておつても違法建築に対して効果的な取り締まりができてないといふ現状でしょう。いわんやまして何らの規制も法的になくて、こういうよう

な協議だとか勧告だとか調停だとかいふようなことでやれるわけがない、こう思つてゐるわけですよ。ですから実際に実行に移された場合には、あなたが言つておられるような調子にはいかぬのじゃないか。それがわれわれ非常に問題だと、こう言つてゐるんです。ですから、やはり農振地域指定の網をかぶせたところの山林等についての処置といふものをあらためて再検討しなければ農振地域の指定を生かすことができないんじゃないか。だから、私も何も山林全体について何もかも規制をやれと言つてゐるわけじゃないんです。農振地域の指定の網のかぶせられたところについての規制措置といふものは、法的効果を持つたような形で考える意思はないのか、それを考えなければしり抜けになつてしまふ、こう言つておるわけですよ。

○政府委員(池田俊也君) これは非常にむづかしい問題でございまして、矢山委員がおっしゃいましたような考え方もあるかといふ気がいたすわけでございますが、ただ、そういう山林等につきましても、もちろんこれは農振法の網がかぶつたところの問題であるわけでございますけれども、たとえば農地法に準じたような規制をするといふことになりましたと、これはやはり私権の相当な制限、こういうことになるわけでございます。まあそこまですごくということとは、私も制度としてはなかなかむづかしいのでなからうかといふふうに考えまして、立法案の過程でもいろいろ議論があつたわけでございますが、現在のような形になつてゐるわけでございます。

○矢山有作君 それはなるほど私権の制限を伴うといふことでちやうちよしておられることはわかります。それだったら、これと深い関連を持つておる都市計画法がどれだけきびしい私権の制限をやつてゐるかといふことは御存じでしょう。都市計画法がいまきつめてきびしい私権の制限をやつて、そして農地の囲い込みをやろうとしてゐるんですよ、都市サイドから。それに対していかにして農業との調整をはかるかといふことで考えられ

た農振法でそれができないんですか、片手落ちじゃありませんか。私権の制限という以上は、一方にどういふ立法がなされておるのか、そういうこともやつぱり考慮すべきなんです。農業サイドでものを考える場合はそういうことは全然やらぬといふのですか。それだったら都市サイドの押してくるものに対して何らの防壁もできないじゃないですか。私はその点を押して言ひたい。

○政府委員(池田俊也君) まあ確かにそういうような比較もあり得るかといふ気がいたしますが、私どもの理解ではやはり都市計画というのは非常に一つの公共的な事業でございまして、その公共的な見地から必要なら私権の制限もあり得ると、こういう考え方であらうと思ひわけでございます。一方、この農振法の目的でございまして、これは公共的といふよりかむしろその地域における農業の振興をはかること、いわばその地域の農民の方の利益といふような観点から制度が組み立てられてゐるといふことでございまして、そういうような観点から言ひますと、たとえば都市計画と同じような観点で私権の制限をするといふことはややニュアンスが違ふのではなからうかといふ感じを持つてゐるわけでございます。非常にむづかしい問題ではございまして、現状のような案になつてゐるわけでございます。

○矢山有作君 私は、そういう農林省の考え方に非常に大きな疑問を持つてゐます。農業振興地域の指定をやつて農業の振興をはかるかといふのでしよう。それが公共性が少ないのですか。農業振興地域の指定をやつて農業の振興をはかる、農業生産を確保するといふことに連なるわけでしょう。農業生産の確保をされなければ日本の国民全体を養ふことはできないのですよ。私は農業といふのはきつめて公共性に富んだものだと思ひます。それをね、農振地域法といふものが、地域の農業だとか地域の農民の利益を主体にしてゐる、そういうものの考え方をしておるから、いつも農業といふものが他の公共的な目的という理由のもとに押しまくられるのじゃないですか。そういう

農業に対する見方というものが基本的な誤りだと思ふ。なぜ都市計画が公共的であつて農業振興をはかることが公共的でないのですか。そういう農林省の基本的な考え方を改めなければ日本の農民は農林省に何も期待できません。それは根本的なものの考え方の相違です。農林大臣、これはあなたどう思われますか。そういうようなものの方をしておつて、このきびしい都市化の情勢の中で農業と農民を守ることができののですか。農業と農民を守らなくてもそれは公共的な意味がないからかまわぬというのですか。そのところをはつきりしてください。

○国務大臣(長谷川四郎君) まあそういうような考え方で申し上げたわけでもないだろうと思ひますけれども、農業がこれだけの振興法を行なうというのには、いかに大きな役割を持つておるか、全部これは御承知のように、国がこれだけのものを公共性がなければ——もともと公共性、そのあなたがたが公的公共性、局長がおっしゃつた公共性なんというものは、農業全体の上から見たらこんなちっぽけなものです。こんな小さな、日本の農業全体の上から見たら、日本農業が今日つとめている役割りというものは、農業がつとめている役割りというものは、公共性と言われているそのウェイトよりもはるかに上にあることは、これは暫つて間違いない事実です。

であるから、これは部分的に公共性を持つていからその中に侵食させていつてい、まあそんな程度のもので、公共性というものは、農業というものがもつとたくさんウェイトが上にあるのだ、であるからこそその上に立つての国民の血税をこれだけかけて、そうして農業の振興をはかつており、農産物に對してもこれだけのことをやつてい。きょう麦価の決定に行つてきましたけれども、五百四十億かけたものが、実際は幾らだという、二百億くらいか入つてこない。三百四十億は農民のためにかけておる。そうして生産をやつてもらおう。いかに公共性という上に立つてはもつと強いものであるか、もつとウェイトが

高いものであるかという議論的ではないと私は考えています。

でありますから、そういうような観点ではなくて、日本の現在の荒廃されているところを、だんだんと侵食されていつていところを、いかに地域をきめて防いでいこうか、そういう中に対するところのあなたのおっしゃるような山林の規制法がないじゃないか、こういうお話でござい。そういうお話でござい。山林規制法をそれじやすぐやれるかという、これは實際問題としてすぐ行なうことはなかなかむずかしい問題だと思ふ。しかしわれわれは、いまお話を伺つていうちに、何か将来考えなければならぬ、そう先の将来ではないぞというようには考えますけれども、それではこの場でもつて山林法の規制をやりますとはつきり申し上げられる段階ではないということだけはひとつ御了承を賜わりたい、こゝろ思ひます。

○矢山有作君 えらいしつこいようですけれどもね、私は、農林大臣はさすがに農林大臣だから、農業の公共性がきつめて高いということを肯定されたと思ふんです。そうするならば、その公共性の高い農業というものを何とて振興していこうという立場から、都市化の波に對して防ぐという観点で農業振興地域整備法案が考へられていわけでしょう。そうしたら、農業振興地域の指定というものがしり抜けにならぬように、その指定を効果のあるようなものにするために、その網をかぶせられたところの山林等の所有権移転の規制については、やはり再検討するといふことは、大臣、当然出てくることじやありませんか。それをあくまでも再検討しないんだ、都市計画は公共的な意味が強いから、きびしい私権の制限をやつても、農振地域の指定の網をかぶせたところはそれはいかないのだといふことになると、議論がまた逆戻りするんです。だから公共性が高いことを認められたんだから、そうすれば農振地域の網をかぶせたところで山林等のしり抜けになるようなものについては法制的にも再検討するといふことを

大臣としては私は言つてしかるべきじゃないか、大臣のいまの考えなら、私はそういう結論が出ると思ふ。これは事務官に相談する問題じやないです。農林大臣としての立場から自分の考え方というものを言つていただいて、そしてその方向でやはり事務官の方々にものを進めていくように指示なさるのが大臣の立場だ。押してその点の私はお考えを端的に伺ひたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) よく話がわかるので、市街化におきましてもそのとおりで、潰瘍があまりにもひどい、こういう点をはつきり、市街化すべきところは市街化するようにならう、区切りをつけて、そしてその目的を達するようになつていこう、こういう考え方であつておるんです。が、そのたとへば農振法の地区に指定された山林に對しては、来年になつてきてから、まだ持つてこないからだめだ、こういうふうになつてしまつてから、それは大臣が言つたじやないかと、すぐそれをとられるから、だから当然よく話はわかります、また私ももつともだといふふうに聞いています。聞いているけれども、すぐそれをやりますといふことは、私にはいま申し上げられませんが、矢山有作君、すぐやるのでなしに、再検討する……。

○国務大臣(長谷川四郎君) 再検討は、そういうような方向で方向づけるように私のほうから申しつけてはおきます。けれども、それはすぐやつたからすぐできないじやないかと言われるとまことに困るので、そういうふうに方向づけることだけははつきりしておきます。

○中村波男君 いま矢山委員の質問に對して大臣は、農民のために、麦価の例を出されまして、二百数十億ですか出している、そういう御発言があつたんですが、それは私はひとつ取り消しを願つておいたほうがいいのではないかと、いふふうに思ひます。農協の米価要求大会で根本政調会会長が、農民は税金をほとんど出しておらぬのに

七百億以上の農林予算を使つておるといったこの議論と軌を一にすると思ひます。私は、政府がほんとうに食糧の自給を高めるといふ政策を下げずに今後続けるということならば、農業政策は農民のために行なうなどという考え方であつてはならぬと思ひます。したがつて、麦価の補給金について、農民のためにいふゆる二重価格制をとつておるんだという、こういう農林大臣の発言は私は不穩当ではないか、こういうふうになつておるんです。考え方としてはそういう立場というものが理解ができませんけれども、この公式な本委員会の発言としては、これはひとつお取り消しをいただいたほうが大臣のためにもいいんじゃないか、こゝろ思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) たいへんおもしろい御意見ですが、私は農民のためにやるなら公共性なんといふことはありません。農民のためにやるんじやない、国民全体のために農民がその部面を担当するだけだと思ひます。農民のためにやつていものは何もありません。であるからこそばく大な費用をかけて農業の振興をはかつていんだ、こゝろいふことなんです。農民のためにやつていものなんじやなくて、一億国民のためにやつていものなんじやなくて、その部面のために血税を払うのは当然じやございせんか。私はそれを取り消す必要がないと思ひますが、その点はどうでしょう。

○中村波男君 本題とはずれますからこれ以上議論しません、議事録をあとから調べてみればはつきりすると思ひますが、大臣はいま、農民のために麦価についても二百数十億ですか出しておるんだといふことをはつきりおっしゃつたから、これはことばがすべつたのであつて、農林大臣の日記の所論からいへば真意ではないと思ひますので、一言御注意申し上げたといふことでありますから、いまの御発言を聞きまして農林大臣の真意は明確になりましたから、これ以上は追求はいたしません、おっしゃつたことは明らかに農民のためにという表現をなさつたから取り消した

うがいかがですか、こう申し上げたのでござい
ますので、御了承を願いたいと思うわけでは
ない。

そこで、いろいろ農振法によって農地を他の
目的に転用しないための規制をすること、これが農
振法を出された大きな背景でもあり、私は目的でも
あるというふうに思うわけですが、言いかえすな
らば、建設省は都市の側から、農林省は農村の側
からそれぞれ都市化という怪物をいかにして押え
ようかというところが、都市計画法が昨年決定をし
た大きな理由であり、本日審議を終わろうとして
おる農業振興法が——いや、終わろうというの
は、私が質疑を終わろうとしておるということ
ですから——農振法はそこにあると思うんでは
ない。

私は、具体的な問題として、いま私権の制約に
は限度があるというお話もありましたけれども、
それもわかります。しかし、農振法を制定される
という大きな目的からいえば、やはり農耕以外に
利用目的が変更されないように規制をするとい
う、これが筋として一本大きく通らなければ、結
局地域指定を行ないましてもいまままでと同じこ
になるんじゃないか、こういう観点からいろいろ
な条件というものを想定して質問を進めてきたわ
けです。

そこで、具体的に私は考えてみるのであります
が、農地法四條、五條の転用あるいは権利の移動等
について手続がとられておりますけれども、それ
らがいわゆる手続ごとりとられておるのかど
うか、またとられておるにしても、いわゆる許可
を受けたとおり、目的どおりそれが使われてお
るかどうかということになりますれば、これはい
ろいろな事例から見まして、いわゆる底抜けだ
とは言いませんけれども、ゆがめられておるとい
う現実を私たちはまず考えてみなければならぬと思
うわけですが、したがって、この農振法において、
この四條、五條を基本にして転用を許さないとい
うことにいたしましたも、それだけいままでの実
績から見ても効果があるかというのを考えますな
らば、これははなはだおぼつかない結果に終わる

のではないかとこのように思うわけでは
ない。したがって、そういう点を農振法の制定と同時
に、いわゆる農地法との関連において、どのよう
にすていくというか、具体的に手を打っていか
れるのか。このことをひとつ考えておく必要がある
んじゃないか。そういう点で、ひとつ農地局長か
ら……。

○政府委員(中野和仁君) 農地転用許可制度の現
状につきましては、いま中村先生のお話のよう
に、何十万件という許可が全部きちんと行なわれ
ているかということになりますと、若干問題のあ
る点もございまして、と申しますのは、許可をいたし
ましても、その許可目的どおりに工場なり住宅を
建てないで、一年はおつておくとおつておつて
もまたあるわけでございます。そういう場合もあ
るかと思ひますけれども、少なくとも昭和三十
四年以来、農地転用許可基準をつくりまして、それ
に基づきまして優良農地を確保する。それからそ
の場合にも他産業との調整をはかりつつというふ
うに、都市周辺ではなつてきておりましたけれども、
も、そういう観点から厳重にやつてきておるわけ
でございます。

そこで、今度の都市計画法が施行され、農振法
が通りますと、土地利用区分というのが明確に
なつてまいります。そうしますと、振興法によ
ります振興地域は先ほどからも申し上げましたよう
な気持ちで農地転用の許可は運用しなければなら
ない。まず、それから調整地域につきましては、先
ほど申し上げましたように、農地転用許可は従来
どおりの方針でやつていかなければならぬとい
うふうな考えでございまして、この両法律が施行さ
れます機会に、もう一度その辺はあらためて過去
を反省いたしまして、厳重に法の運用をはかりた
いというふうな考えでございまして、

○武内五郎君 関連。先ほど来、農地法と都市計
画法施行上の調整の問題が論議されておるわけ
ですが、都市計画の農地法に対して最もねらつて
おるところは、やはり四條、五條の問題、これを
改正したり、あるいは後退させようとするのが今

回の都市計画法に付随する農地法改正の問題、そ
れから、それに伴つて農振法がこれを何とかして
土地を守ろうという立場でなければならぬとい
ふことだと思ひます。それで、都市計画は公共性
を強く主張してきておる。だから、それに基
づいて農地法の制約、農地
の転用を強く要求しておることは御承知のとおり
です。で、私は、先ほど来、矢山君等の発言の中
にも、農地こそが最も公共性の強いものであると
いう主張があつたわけですが、私は、かつて農地改
革の後に、その当時の、農地改革の際、農地改革
は地主たちの所有権を否定するものであつて憲法
違反であるという違憲訴訟を起こした。農地改革
は違憲であるという訴訟を起こした。その違憲訴
訟が、国民の食糧を生産するという重大な任務を
背負つておる基礎である農地が公共性の強いもの
であるという立場から、違憲にあらずという判決
が出たことをわれわれは思ひ出すのであります
が、私はその立場が今日なお生きていると思ひま
す。

その点で、だからわれわれは、公共性を強くす
ると言つておきながら、この農地法との調整をど
う持つていくかというのをいままでにただして
きた。ことに私は、そういう国民の食糧を供給す
るという立場から考えて、今度の都市計画法なん
というものはそれはそれで大事ではないが、大きな立
場から見たら、きつめて視野の小さい問題だ。農
業という大きな立場から見たら、都市計画なんて
きつめて小さいことです。そういうのはかりにかけ
ただけでも私は農地を守つていくというの、今
度出された農振法の使命でなければならぬわけ
です。その点はきつめてあいまに出できてい
ることはいかぬと思ひます。それらの調整をどうい
うに考えておるか、お伺いしたい。これは重大な
憲法に関する問題でもありますから、大臣のお考
えを聞きたい。

○政府委員(中野和仁君) ちょっと事務的に先に
御答弁を申し上げたいと思ひますが、農地法
が——農業生産を進めていく上におきます基盤と

して農地が非常に大事であるということにつ
きましては、先生御指摘のとおりでござい
ます。われわれもそういう気持ちで農地法の運用に当
つておるわけでございます。それと都市化との問題
の調整というところが農地法の立場、都市計画法の
立場がばらばらに実はいままであつたわけであ
ります。その接点で非常に都市のスプロール化、こ
れは都市側のサイドから見ても、まだ下水道
のできないところに妙な家が建つということも
ございまして、そういうことの反面、都市近郊
の農業がかなり農業としての影響を受けるわけ
でございます。そこで今回考えましたいろいろな法
律におきましては、やはり都市周辺の土地利用区
分を明確にしなければならぬのじゃないか、そ
して都市化を進めるところ、そして農業として
守つていくところを明確にする必要があるとい
うことでございます。われわれ農地法の立場から
言いますれば、そういう区分ができました上は、農
業として守つていくところにつきましては、従来
以上に農地転用の許可制度を厳重に運用したい
というふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 第三条ですが、やは
り優良な集団農地、その他長期にわたる農用地と
して保存すべき土地の区域、こういうふうには
つきりしておるのでもございまして、いまのよう
な無秩序な潰瘍が行なわれていたのでは、これを農
地として主として守り抜くこともなかなか困難性
がありますので、したがって今回のような農振法
というものを提案しているわけでありまして、
無秩序にやるといふ意味では、無秩序に潰瘍され
る土地を、いかに今後は農地として、長期にわ
たつて農用地として保存すべきかと、こういう
こととございまして、いま御説のような方向に
今度は方向づけたと、こういうことではないでし
ょうか。

○武内五郎君 それならばその点はそれでいい
です。そこで論議になつておる問題は、農地とい
う一つの物件に対して、建設省の都市計画法から
いへば、これを制約しようとしておる。ところ

が、その立場からいへば農地を守ろうとしてい
る。そういう接点が出てきている。その接点をど
ういうように調整していくかというのを私は聞
いている。公共性といえども、私はそう簡単に、
これは公共性だからといって、国民に押しつけた
り何かすることはできないものではないと考
え。それこそ憲法の二十九条がそれを守つてい
るはずだ。憲法の二十九条は公共性という制約はつ
いておりますけれども、それはそれこそ国民の
全体の利益を考え、一部のものの利益によって多
数のものに犠牲をかける損害をかけるというよ
うなことは、これは押えるということ、そういう
性質のものなんです。どうですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) ですから、都市計画
法なんというのは、これはこつちのほうは、おま
えたちはこの程度にしておけということでもちや
んと市街地計画というものをきめてやっておるし、
また調整区域がある。それが接点じゃないんです
か。そういうような接点をきめておいて、これ以
外は農振法でちゃんと押えていく。ただし、先ほ
どお話のあったような山村といふまじょうか、そ
ういう点には疑点が残されているから、その点は
検討しなければならぬのだ、こう思つております
けれども、そういう接点ということになると私は
そういうふうな考えです。

○中村波男君 次は農業振興地帯の問題について
一、二お尋ねをしてみたいと思つていますが、農
振法の地域指定はこれまでの農林省の説明によ
りますと、二百ヘクタール以上の農地を対象に指定
をする。これは基準であつて、相当弾力的な運用
をするといわれませんが、しかし二百ヘクタールと
いうのを基準として弾力的に運営するなんという
ことになれば、常識的にはその下というのは、五
十とか三十ヘクタールというのは、面積的な基準
からいって除外をされるのではないかと、こうい
ふに私は考えますので、特にお尋ねを申し上げ
るわけですが、指定基準をもっともつと実
情に見合ったものにすべきではないかと。と申しま
すのは、施設園芸などでありまして、能率農業を

経営する地帯にあつてはやはり二百ヘクタールと
いう基準が高過ぎる、そういうことも考えるので
あります。したがつて、いま申し上げますよう
に、作目別に規模を指定して、現地に見合ったも
のにする考えはあるのかないのか。まずこの点を
ひとつお尋ねをしておきたい、こう思つてわけ
です。

○政府委員(池田俊也君) 農業振興地域の指定の
要件といたしまして、幾つかの要件があるわけ
でございますが、その中で、その地域内の農用地が
相当程度の規模の土地があるという項目がござ
いまして、その項目の一応の基準として二百ヘク
タール程度というものを申し上げたわけござい
ますが、これは私も何れもその数字にこだわ
るというつもりはございませんので、地域の実態に
応じて相対的に運用していくのがいいの
じゃないか。たとえば、山村等で必ずしもそ
ういう農地がないところもございしますが、
そういう地域につきましてはそれぞれの実情に
応じて考えていくべきであらうという基本的な考
え方があるわけでございます。ただ、それが非常
に小さくなりまして、一例をあげれば、極端な場
合でございしますが、予定されている地域の中で十
ヘクタールといつたような土地しかない、当然これ
は一市町村なり、あるいはたとへば二町村とい
うところが一つのめどになると思つていますが、そ
の中にその程度しかないということになりますと、
これはもうどうも農業地域とは言えないであ
らう。やはり将来相当農業を盛んにしていこうとい
う地域でございしますが、そういう地域、それは
もちろん施設園芸等と比較的小規模で相当の生産
額をあげ得るといふところはあり得るわけござ
いしますが、それにいたしまして、もうそういう地域
でももうちょっとやはり広い規模の農地がそこ
にあるということになるかと私も思つてござ
いまして、いまの段階ではそこまではちよつと
困難ではないか。また作目別に何か基準を考えた
らどうかという御意見でございしますが、一つの御
意見と思つてございしますが、もちろん非常に

集約的な農業が行なわれておるところであれば、
もうちよつと基準を下げてよからうという感じ
もございすけれども、いまの段階では作目別
に、たとえば施設園芸であれば幾ら、あるいは水
田であれば幾らというところまで厳密に考えて基
準をつくらうというところまでは実は考えてお
らないわけでございます。

○中村波男君 先般来、当委員会の審議を通じて
農政局長の御答弁を聞いておりますと、山村等の
いわゆる面積の少ないところというものを特に重
点的にお考えになつておるようでありまして、そ
れも当然でありますけれども、特に私が指摘を
いたしましたのは、都市近郊、いわゆる高性能の農
業、まあいろいろありますが、そういうところを
二百町歩を基準にすれば幾ら下げたところで百町
歩まで下げるといふお考えは持つておらないの
じゃないかという感じがするわけでありまして、
百町歩以下、五十なら五十町歩でも私はそういう
地域というの指定をして、都市に新鮮な野菜を
供給する、あるいは特に緑地という立場で都市と
の調和において考えてみます場合にも、指定をし
て長く経営が維持されるような政策というものは、
これはやはり農業の策を離れても考えてみる
必要があるのじゃないか、こういう立場でお尋ね
をし、また考えを変えてもらふ必要を私は強調し
たいたいのです。

それからもう一つ、具体的には今後の農政の重
点が農振地域にかけられる、これは当然なこと
でありますし、その重点がどのようにつけられるか
という点については、先般の委員会にも私が指
摘をいたしたように、いまの段階では予算的裏づ
けといふものはほとんど明らかにされておらな
い。それはそれといたしまして、営農団地特別整
備事業融資措置要綱というのを農林省でお出しに
なつておるようであります。こういう措置をお考
えになつた、何といふか、動機といふか、
そういうものをつくらなければならなくなつた現
状というものは、やはり農協の営農団地計画とい
うものに大きく影響を受けてこういうものが出て

きたのではないかと背景としては私は
考へておるのであります。したがつて五百億の
営農団地金融を第二次構造改善事業や農振地域を
中心にして振り向けられるということになると思
うわけですね。そうしますと、いわゆる都市近郊の農
業地帯、農協の計画しております営農団地計画と
いうのはそういう融資ワカからはぜれる結果にな
るのではないかと、こういう面における営農団地特
別整備事業融資措置についてどういふふうな今後
お考えになつておるのか。具体的にどう運営をさ
れようとするのか。その点あわせてお尋ねをして
おきたい。

○政府委員(池田俊也君) 前段のことございま
すが、確かに都市周辺の農業の振興をはかるとい
うことは非常に重要なこととございまして、私
ども決してそれを顧みないというふうなことでは
ないわけでございます。それで先ほどからいろいろ
御議論のございます規模の問題につきましても、
私も、私どもはやはり都市周辺で非常に集約的な農
業が行なわれているところ、まあ将来も
農業として地域の振興をはかつていくということが
明らかでございすならば、それは二百ヘク
タールといふところに必ずしもとらわれる必要は
ないので、実態に応じて判断をしていくべきであ
らうという考えを持つておるわけでございます。

それから営農団地の問題でございしますが、営農
団地というの御存じのとおりでございますが、
農協が、農協の組織というふうなものを極力生産
それから流通を通じて、ある意味では組織化をは
かつていく。市場の組織化というふうな見方もあ
らうと思つて、そういうふうな観点から団地
の育成をしていく。そして生産と流通をうまく
つなげた一つの秩序をつくつていく、こういう
考え方から来たらうという指導を、事業を行なつ
ていくわけでございます。これは当然政府の
施策として従来からやつております構造改善事業
あるいは今回のこの農業振興地域の問題と密接に
つながつてくる問題でございす。おそらく私
どもは、これはダブつてそれぞれが適用されて、ダ

プった形になるであろうという感じを持っておるわけであります。そういうようなまた運用をしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。まあそういうような観点からそこにおきまして、いろいろな施設等に対する制度的な、たとえば融資面の裏づけを強化しようというようなことで、これにつきましては一部の金利の引き下げというようなことを本年度から取り上げたわけでございますので、そういうような観点から私も、やはりそのこの面とそれから政府施策の構造改善事業とこの農振法というものを結びつけて一体として運営していきたい、こういう気持ちを持っておるわけでございます。

○中村波男君 もう一度確認いたしますが、この営農団地特別整備事業の融資については、いわゆる農振法の指定を受けない地域にあっても当該融資目的に沿うものについてはこれは適用していくのだ、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(池田俊也君) 私いま御説明申し上げましたように、やはりこういうものは農業振興地域を中心として運営されるべきものであります。もちろん構造改善事業をそれに合わせていくというように、一希望ましいわけでございます。そので、私もはばらばらではなしにこれを一体として運営していきたい、こういう気持ちがあるわけでございます。現在農林省として考えております考え方は、そういうような観点から、これは現実的には融資の措置要綱ということで認めているわけでございますが、農業を振興すべき地域、これはまあ今回の法案によりまして農業振興地域でございますが、そういう中で営農団地の事業が行なわれるというのに対して運用をしていく、こういう考えでございます。一体としてやっていきたい、こういうふうに思っております。

○中村波男君 それから、農地局長の御答弁は懇切丁寧で、その意味では感謝しているわけですが、私も、もう少し私の質問にびしやり答えていただきたいと思うのです。私はこの金融措置がいわ

ゆる農業振興地域に、重点的に第二次構造改善事業が指定される。したがって、それはほとんどいいですか、重点的に金融措置を行なうのであって、それ以外の、いま私がさいせんから指摘をした都市近郊の集約農業といいますが、高性能の営農団地等についてはこれは適用しないのだという、原則的に、こういう考えでありますかどうか。それだけ簡単に答えただけじゃあいいか、と思います。

○政府委員(池田俊也君) 原則的には農業振興地域に指定されないところは適用がむずかしいであろうと、こういうことでございます。○中村波男君 私は運営の方針については問題があると思ひますし、再検討をお願い申し上げたいと思ひます。時間が経過するばかりでありますので、次の問題に移りたいと思ひます。ひとつ高度な政治的な判断も必要でありますので、お尋ねしたいと思ひますが、このスブロー化によって追い詰められた都市近郊の農業が、さらに都市計画法の適用で混乱を引き起こしておる実態というものは御承知のとおりであり、私は放置できない問題であらうと思ひます。また全然別の立場で農業振興地域に指定して、その中に農政を集中しようとするのは私は、農政の安易な妥協であつたというふうに考えるのであります。したがって、都市計画法あるいは農業振興地域整備法等もとの総合的な立場で長期、短期の農政の基本方針を定めた上で土地利用規制というものを考えるべきではないか。これを考えなければ農振法の目的等もこれは全く領土宣言をしたことになり、こういう結果に終わるのではないかと、懸念を持っております。ありますが、それについての大臣の所信をお伺いしたい、こう思ひます。

○國務大臣(長谷川四郎君) 長期的にはいろいろな考え方を持った総合開発とかいろいろなものがあります。しかし、私の考え方というのになりますと、私は日本の、一応は昭和五十二年までのいろいろな統計とか、いろいろな想像が出ており

ますけれども、私の考え方からいくならばやはり、何といつてもこれらにびしやりと早目に日本という国は農地全体は幾らあればいい、この中の米麦地帯は幾らあればいい、麦作はどういうふうにしていくのだ、蔬菜地帯、野菜地帯、市街地近郊地帯はどういうふうにしていくのだ、供給源をどういうふうにつくり上げるのだ、こういう全体の上に立つた、はつきりとした位置づけをしていかなければならぬだろう、こういうような考え方を持っております。したがって、こういうような考え方の上に立つて、すくなくとも、こういうわけにはいかないで、そういう基本的な問題に触れたものを、はつきり示さなければならぬだろう、こういうことで、いまだどういふようなものが何ヘクタールあつたらどのくらい供給をすることができ、それに対する位置づけをどうするかという点を、はつきりしてきたものを、こう思ひます。

○中村波男君 市街化区域と市街化調整区域の区分と農林漁業との調整措置等に関する方針というのを見ますと、「団地規模がおおむね二十ヘクタール以上で、高性能な機械による営農が可能とな土地条件を備え、かつ、十アール当り収量が当該農用地の所在する農業地域の平均以上である農用地」という規定があるわけですが、これは当委員会におきまして二十ヘクタールというのは高過ぎるんじゃないか、もっと下げるべきではないかという意見が出ておりますし、また公聴会等においてもこれらの意見が多く述べられ、また農業団体その他からも強く政府に要望が出て

おると思うんですが、これについて考えを変えられる用意は全くないのかどうかということ、まず一点お尋ねをいたしたい。それから「十アール当り収量」というのは作目別にいわゆる基準を求めて定めるのであるかどうか、この点をお尋ねをいたします。

○政府委員(中野和仁君) 集約的な優良農地をどういうふうにかんがえるかということにつきまして、先般の委員会でもいろいろ御議論があつたところでございます。私たちがこの規模をおおむね二十ヘクタールと考へましたのは、一つには農地転用の許可基準の場合、これは過去の運用でございますけれども、第一種農地というのと大体同じような考え方をとりました。それは大体過去二十ヘクタールで運用してきております。それから土地改良事業の公共投資も大体そういうような規模を考へております。したがって、原則的にはやはり今後とも優良農地として残していこうというためには、この程度の規模はあつたほうがいいと思ひます。ただ先ほど来も御議論がありましたように、都市周辺の集約的な農業ということになりますと、必ずしもこの二十ヘクタールくらいにしなければ、一ヘクタール欠けるとだめだということになりますと、そういうふうな厳密には考へる必要はないじゃないか。場所によりましてはそれはもう少し、十五ヘクタールになりますか、そういうことは地域の実情によつてあり得るというふうに考へて運用すべきだということに考へております。

それから第二番目の収量の見方でございますが、これも優良という意味の判断の場合に、大体農林省の統計調査部で農業地域区分をつくっておりますので、その地域による主要な作物につきましてその収量を見たほうがいいんじゃないかというところでございます。それから、やはり米の地帯は米、そうでないものはそうでないようなもの、主要な作物について判断をすべきだというふうに考へております。

○中村波男君 もう一点ですがね。その二十ヘク

タールの場合、まあ一団地を市街化区域の中で除外するということになる場合ですね。その二十ヘクタールの団地の取り扱いをですね、市街化区域はまあ長期的な投資は行わないということとは明らかにされておるわけでありまして、そういうことになりまして、残した二十ヘクタールという団地は調整区域と同じような取り扱いにするのかどうか、この点はどういうことになりますか。

○政府委員(中野和仁君) いまのお話の場合に、全体として市街化区域の中に、たとえば二十ヘクタールの農業をやっていく地域を残すというふうになりますと、それは調整区域になるわけでございます。したがって、その地域に必要な農業投資をする必要があるところがあればその一般の調整区域と同じようにやっていくというふうな考えでおります。

○中村波男君 まだいろいろ事務的な問題についてもお尋ねをいたしたいと考えておったのでありますが、時間の関係もありますから、最後に、地価対策について大臣にお尋ねをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

申し上げるまでもなく、本来土地というのは商品ではないかと思うのであります。投機的に利用すべきでもないかと思うのであります。しかしながら、実際問題として、団地ができる、道路がつくられる、圃場整備が行なわれる。すなわち公共投資が行なわれると周辺の土地が値上がりをするという二律背反の性格があることは言うまでもないのであります。こうした現象は農政の欠陥と私は無関係ではないかと思うのでありますが、しかし、農政のサイドでは押え切れないものがあるということも十分承知をいたしております。しかしながら、総合的な立場で地価対策と取り組む必要があるからといって、いわゆる農政としてこれを放置しておくわけにはまいらないというふうに思うわけですか。何といってもいま政府がいわゆる日本農業の零細性を克服して自立農家、経営規模の格大という政策目標をまあ掲げておるといいたしますならば、その大きな隘路になっておる、あるいは

足を引っ張っておるのは地価問題であらうということとは言ってもないものであります。

特に私はこの点について指摘をして具体的な地価対策というのを講じてみる必要があるというのを申し上げたいのは、いわゆる市街化区域、市街化調整区域については一応のスプロール化を抑えらるるという効果については私は大きな期待を持っておりますのであります。で、今日都市近郊の農地が値上がりをして要因というのはいろいろあります。その中に、いわゆる土地が高くなったために土地を手離して、今度はその外側へ代替地として農民自身が土地を求めて行なった、そのことが土地の値上がりを見逃してはならぬと思うわけです。したがって、市街化区域に設定をされますと、今度はやはり財産保有的な考え方もありますし、また農業を続けていきたいというふうな立場からですね、今度は調整区域また調整区域外の農業振興地域へ農地を求めるというふうな関係と

いうのがさらに強く私は出てくるのではないかと、こういうふうな考えなのであります。この見通し、この分析が正しいかどうかはひとつ農林省の立場で見解を述べていただきたいと思いますのであります。私はそう考えるのであります。そういう具体的な事例を踏まえまして、さらに今後地価の抑制、地価の値上がりを押えるという対策というのをやはり農業振興地域指定と並行して強力に押し進める必要があるのではないかと、こういうふうな考え、また今後の具体的な対策等についてそれぞれ所管の局長からありますれば、お聞きをいたしまして、今日は質問を終わりたい、こう思うわけでありまして。

○国務大臣(長谷川四郎君) 一応は市街化区域、市街化調整区域、こういうようなところによって、大体は何とか食い止めることができ得るだろうというふうな考え方でございまして、何となく、何となく、地価問題というのは国民経済全体の上に関連するものでございまして、これらの総合的な観点から地価対策というものは別途確立をすべきものであらうとは考えます。しかしながら、ただいまの御質問のように、こういうせつなくつくられても、そういうような点に侵食されていきやせぬかという御心配もございまして、しかし、でありますから、今回もこのように、法的にみて侵食されないように、無秩序に潰瘍されないように農振法というものができたわけでございます。それから、これによって、まあ完全無視というわけにはいきませんけれども、ある程度これによって押えられていくだろうという考えはあります。それで、さらに農地が無秩序に潰瘍されるというふうなことがあるとするならば、別途これらの問題は考えていかなければならない問題だろう、こういうふうな考えです。

○政府委員(中野和仁君) ただいまの、地価問題に関連しましての具体的な事例をお引きになりました。市街化区域の中の農家が、農業ができなくなつて土地を売って周辺部に出ていくという様相は、東京あるいは大阪周辺、非常に多いわけでありまして、それがその地元で地価を上げていくということも、御指摘の事情があります。そこでわれわれとしましては、それが、その出ていく農家が、出ていった先できちっと農業をやっているだけばそれでもよろしいわけですが、しかし中には、せつなく土地を売った金が入ったのに、やはり税法の関係もございまして、しょうけれども、また別の土地を買っておこうということがあるわけですね。それがかなり問題を起こしている事態がございまして、今回、農地法の改正案を今国会に提出しておりますが、それに伴って許可の基準としまして、買った先で効率的に農業経営がやれるかどうかを判断した上で、単なる財産的な取得のようなのは許可をしないという手も今回考えているわけでございます。

○委員長(任田新治君) 農林省の政府委員に申し上げますが、一昨日の中村委員からの質問で、埼玉

玉県の入間地区野菜生産団地についての園芸局長の答弁が残っておりますので、一応ここでその答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(小暮光美君) 埼玉県の入間地域での野菜指定産地におきまして、近代化促進事業は、四十年から計画に入りまして、今年度四十四年度から事業を実施したいということで、関東農政局において地元と協議を進めてきたところでございまして、その事業の対象区域として、かねて予定されておりました地区のごく一部が、現在市街化区域に指定するかどうかという問題の対象地域になっております。地元におきまして種々地元の意向を取りまとめ中でございます。したがって、関東農政局といたしまして、これらの地元の意向の帰趨を見きわめて事業に着手したいということで、現在その推移を見守つておるところでございます。

○委員長(任田新治君) これにて午後一時まで休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時二十二分開会

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業振興地域の整備に関する法律案に対し質疑を行ないます。

○矢山有作君 農振地域整備法案に関連いたしまして質問させていただきますと思ひますが、できるだけ重複を避けていくつもりですけれども、多少重複する部分ができるだろうと思ひますが、さらにいままでも質疑の中に出ております私のほうで納得のいかない面につきましてはお尋ねすることがあると思ひますが、その点ひとつ御容赦を願ひたいと思ひます。

まず最初にお伺ひしたいと思いますのは、新しい都市計画法にも、それからまた農業振興地域整備法案にも土地の合理的利用をはかる、あるいは

国土資源の合理的利用に寄与する、こういった文句が出ておりますが、国土の総合的な利用計画についての基本方針が成立されないままでは、はたしてそういうことが行なわれるのかどうか。私は大きな疑問を持っているわけです。

建設省は都市計画法によって土地サイドから、そして通産省は工業法の計画があるというふうな聞いておりますが、工業立地適正化法によって企業サイドから、また農林省は農業振興地域整備法案によって農業サイドから、おの土地の囲い込みをはかっているにすぎない。ほんとうに国土の有効利用の目的を達成できないのではないのか。いたずらに縦割り行政の弊害を大きくするだけじゃないか。こういうふうに私は思っておりますが、この点について御見解を伺いたいと思ひます。要するに国土の総合的な有効利用の基本的な方針がなければいけないのではないのか。こういう意味です。

○国務大臣(坪川信三) お答えいたしたいと思ひます。

矢山委員御承知のとおり、都市計画法が昨年制定され、今月の十四日いよいよこれを施行いたしました。今月十四日でございますが、この本法の制定の目的は、いまさら御説明申し上げるまでもございませぬけれども、最近都市への人口、産業等の集中によって、まことに無秩序な都市現象が非常に著しく相なつてまいりましたので、スプロール化するとこの都市計画をもつと正しい意味において、本法案の制定をお願いいたしましたようなわけでございしますが、これに関連いたしまして、いま御指摘のような立場からいわれるいろいろの問題点を提供申し上げていただくことは、まことに恐縮いたしております。建設省でございます。建設省といたしましては、あくまでも関連土地の有効な利用促進をはかり、しかもその前提には各省庁間にとつて最も円満なる話し合いと関連性に対するところの解明を深くいたしながら、協調連絡のもとにこれを実行推進していくという方針でございますので、こ

れらの点についていろいろと御迷惑もおかけいたすことの大きいことを考へてはおりますが、あくまでも土地の有効利用の促進と秩序あるところの都市建設と周辺農村の建設に配慮いたしたいという方針であることを御了承いただきたいと思います。

○矢山有作君 私はまあ国土の有効利用のために、基本的な方針がないままではそれぞればらばらな立法が行なわれたのではいけないのではないかと、このことを申し上げたのですが、建設大臣のほうからはそれなりの御答弁がありました。農林大臣のほうからは御答弁がないようです。したがって国土の基本的な利用計画というふうなものについては、何らの御意見もお持ち合わせにならないのではないかと、思うのでありますが、そういうことになりまうと土地問題解決のための政府の重要な関係である農林大臣の立場としては、私どもはまことに不満足であります。

大体土地というものは再生産が不可能なものであります。しかしながらまだどんな人でもこの土地を離れては生活することができない。そういう意味では他のすべての財とは全く異なつた特性を持つておると思ひます。そうであるとするならば、この特殊な財について大局的な見地に立つて利用計画するということは、国土の有効利用の上からいって絶対必要である。特に日本のように利用可能地が狭く限定されている国においては、その必要なることは決定的であらうと思ひます。

したがって政府はまず国土の総合的な利用計画の基本方針を樹立することに私は取り組むべきだと思ひます。その際特に私申し上げたいのは、農林省は国土の利用可能面積の大部分を所管をする省であります。そういう立場から考へても、そういう基本的な国土の利用計画というものを、つくり上げていくための推進力となるべきではないか。それができないとこれからは審議の中であるいは、いままでの審議の中でも明らかにいたしましたように、都市計画法をつくりあるいは農振地域整

備法案をつくつてみても、国土の有効利用ということに十分に全うすることはできない欠陥が出てきておる。したがつてそういうことを申し上げるのですが、この点について農林省の立場からひとつ今度はお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎) 申すまでもなく日本のこの土地をいかに高度に利用するか、そしてその資源を合理的に生かしていくか、そして利用するか、こういう点についてはわれわれも先ほどから何回となく申し上げてあるとおりでございまして、新都市計画法ができるにいたしましたも、今度の農振法の御審議を願うにいたしましたも、ただ農林省の考え方一つによって決定するものではないのであつて、要は協議に協議を重ねた結果が、このような土地の高度利用というものを、国土の資源の合理的利用にもつともだ、こういう点の上からいって御審議を願つておるのでございまして、農林省だからといひ、建設省だからといひ、これが勝手に一つの法案を出しておるわけではないのでございまして、そういうような点につきましては、土地の資源をいかに高度に利用するかという点につきましては、政府は一体の姿によつて御審議を願つておるわけでありませう。

○矢山有作君 私はだから農林省がすべてを決定するとも申しておらぬので、要するに国土の有効利用のためには、基本的なその有効利用のための利用計画というものが必要である現在それを全般的に統轄しておるといふ省はないと思ひます。しかしながら先ほど言ひましたように、農林省の立場からするならば、そういう基本的な土地利用計画というものを、つくるための推進力になる考へはないかと申し上げたので、先ほど中村委員の地価対策の質問がありました。この地価対策も、こ

うした国土の利用計画を個々に立てていく場合には、きつて重要なものである。この地価対策が確立しなければ、どんな法律をつくつてみてもなかなか多くの矛盾をはらんでうまくいかないということもすでに議論になったところなんです。したがつて地価対策の問題も含めて、農林省が先ほ

ど来言っているように、国土の多くの部分、これを所管しているのですから、そうした地価対策あるいは土地利用の基本的な方針、そういうものを、つくるための推進力になつてはどうかと言つてゐるのです。それだけの意気込みでもつて取り組まなければいけないのではないのか。これは私の農林省に対する提案でございまして、そういううまいな意気込みでやつてもらえるかもらえないか。それとも依然としてうちの省はそこまで手が出ぬというこでいられるのかどうか、この問題です。

○国務大臣(長谷川四郎) 新都市法における市街化の問題、調整区域の問題、また新たに農振法の問題、これらに対しても、その土地の価格の問題等々も十分その中に入れまして、この都市計画法の中には、市街化区域をきめるとか、あるいはその接点となるべき調整区域をどうきめるとか、こういうふうにして、農業の振興地域といふものを、はつきりきめて、そして土地の自然条件、土地の高度利用に向かつていきたい。こういうような考え方の上に立つて、今回の農振法というものも提案をしたわけであつて、私のほうは全体のイニシアチブをとつて進んだらどうかというお話でございませう。したがつて、先ほど申し上げたように、たとえば新都市計画法におきましても、建設省からは提案されておりますけれども、われわれのほうは、これらに対する十分な納得とその利用方法といふものがはつきりしない以上は、われわれはこれを賛成するわけはないのでございまして、すべてそういう点についての、政府は一体となつた姿によつてこれを行なつていって、こういうことを申し上げたわけであつて、こ

○矢山有作君 どうも私の言わんとするところが十分に御理解いただけないようですが、お聞きになつておられる事務当局には、私がおそらく何を言つておるかということは御理解いただいておるだらうと思ひます。したがつて、きょうはこ

象的な議論ですから、私のほうはこれ以上とやかく突つ込んで申しません。しかしながら、地価対策なり土地利用のための基本的な方針が確立しなければ、いろいろな土地の囲い込み的な法律をつくつても、なかなか土地の、国土の有効利用ということにはいかないということはおわかりだと思います。したがって、これは大臣とよく御相談になつて、農林省としては、今後そうした問題についても基本的な問題として解決に取り組んでいく姿勢というものを打ち出していただくように、特にこの点は私のほうから要望の一つとして提起をさせていただきまして、次の質問に移ります。

次は、農産物の長期需給見通しにおいて、最終年度における食糧自給率というのがどの程度に予想されておるのかというのを伺いたいわけですが、

○政府委員(大和田啓氣君) 農業生産の昭和五十二年に至る年間の伸び率は二・七%でございます。需要はそれを若干上回りますので、最近における農産物の自給率は八〇%ないしそれを若干こえるところでございますが、昭和五十二年におきまして七七%ないし七八%程度というふうに想定をいたしております。

○矢山有作君 昭和五十二年において大体七七%ないし七八%の食糧自給率というものを想定しておられるのです。

そこで伺いたいのは、農業振興地域整備法案を「農産物の長期需給見通し」との関連につきましてのこれまでの議論の中で、こういうことが大体出てきておると思うのです。つまり現在地方農政局別の生産見通しについては調査中であり、これに基づいて知事が農業振興地域整備基本方針を立てるよう指導する方針である、したがってこの農業振興地域整備法案と農産物の長期需給見通しとは矛盾しないと考え、こういうふうな答弁があつたと思つておりますが、もし違ふならば違ふと御指摘いただきたいのです。

それを前提としてお尋ねしたいのは、最近報告されておるところの日本農業の将来の位置づけについての検討過程で、適正な食糧自給率をどこに設定するかを検討されておるという、こういうことがいわれております。経企庁などでは、自給率確保に固執する農政を、せめて経済的に見合うものは輸入に切りかえるべきだ、こういう主張が強い。ところが農林省のほうでは、これに對して食糧の安定的供給が農政の基本的あり方とすれば自給率を無視することはできない、こういう考え方がいまのところは強い。しかしいまの八%ないしはそれをこえるという自給率については、先進工業国としてはやや高過ぎるという意識がある。そして農林省内においても将来五〇%ないし六〇%程度まで落としてもよいとする意見がある、こういうふうな伝えられているようであります。そうすると、これはいま立てられておる長期需給見通しにおける生産見通しというものが、これは大幅に後退することになるだろうと思つて、かなりのズレがでてくるのではないか、こういうふうなところの、この点はどうか、

○政府委員(大和田啓氣君) 私どもたびたび申し上げておりますように、昨年の十一月に農政審議会に、農政の基本的な問題について御諮問を申し上げ、私も全庁あげて現在作業をいたしておるわけで、その作業の過程で、自給率をどう見るかという議論は相当こまかくやっておるわけでございす。その基本といたしましては、今後ますます工業化する日本の将来におきましても相当程度の農産物の自給というものはやはり必要ではないか。しかしそれとただ自給がいいというだけでは、やはり相当経済的なベースでその生産を進められるということが要件であらうというのが大體の基本的な考え方でございます。

それ、農産物の長期見通しにおきましては、先ほど申し上げましたように、昭和五十二年で七七、八%という想定をいたしておるわけでございす。私どもの現在の作業といたしましては、全体の自給率をどう置くかということから議論を

出發させるのではなくて、むしろ米をどうするか、畜産物、果樹、野菜、その他いろいろな農産物をどの程度自給できるか、あるいは自給すべきであるか、そういう品目の積み上げをいたしたといたしておるわけでございす。しかし何となくたしして、昨年の十一月に長期見通しを出しておるし、それを出すにつきましたは、二、三年間農林省としては慎重に検討した結果でございすから、それから非常にずれた結論にはならないというふうに思ひます。いま御指摘にはなりませんが、農林省のほうの作業として、自給率は五〇%なり六〇%になり下げてもいいではないかということが議論としてあるというふうにお述べになりましたが、私ども若し連中を含めての議論でございすから、いろいろな意見が出ておることは事実でございますけれども、そういう自給率を五〇%ないし六〇%くらいに定めていいのではないかと、うかがうことが決つて主題になつて議論を進めておるわけではございません。

○矢山有作君 まあ品目別の積み上げをやつておるということですが、要するにそういう作業をやりながら最終段階で先ほどおっしゃつた七七%から七十一%というんですか、そのくらいは総合自給率を見ておると、こういうことなんじゃないやう。

○政府委員(大和田啓氣君) 昨年の十一月に出しました「長期見通し」で、結論として自給率を大體七七%ないし七八前後というふうに想定いたしておるわけでありま。

○矢山有作君 ところがそれで私がいろいろ言つておることを引き合ひに出しましたのは、現在の経済企画庁あたりのいろいろと発表されておる考え方、大蔵当局から言われておる事柄、あるいは財界方面からのいろいろと言われておる事柄、これらを見た場合、案外将来自給率を五、六%に落としてもかまわんのだというふうな意向が強く出てくるのではないかと、そういう方向に回するわけですが、

それはなぜかという、その裏づけとして私は

特にそういう危惧の念を持ったのは、「総合農政推進のために」という、私はここには要旨しか持つてきておりませんが、これは農林省がまとめられた要旨でございすけれども、それによつて見ましてもこれはもとの本文章のほうと変わらんはずですが、それによつて見ましても、国内農業に依存する農産物と外国に依存する農産物とを明確に区別していくのだと、こういうことがはつきりと打ち出されておるわけですが、これらの状況もあわせて考えると先ほど言いましたような、案外現在つくりだれておる「農産物の需給の長期見通し」とは違つて、それよりも将来自給率をぐんと引き下げるような方向で政策が進んでいく、そういうおそれを私は強く感じておるわけです。

そういうことでやはり農業振興地域法案との関連で重要な問題が起つてくるのではないかと、もしそういうふうな総合自給率を下げてかまわぬという方向に政策が動いていった場合には、その場合には農業振興地域に指定される地域というものが、これはかなり狭められてくるであらう、こういう気もするし、さらにそれとの関連において都市計画法のほうは農業を無視した形で出てくるのではないかと、そういう気もしておるわけです。だからその辺がはつきりしないことには、私はこれから問題としては非常に重要だと思ひます。

したがって農林省として私どもがはつきり言つてもらいたいののは、先ほど来二、三年の慎重な検討を経て、「農産物の需給の長期見通し」を立てられたわけですから、したがつてこれをあくまでも基本に踏まえながら今後の農政を展開していくのだということが言い切れ、さらにそれを守り抜くための決意があるのかどうか、そのことが私は重大だと思ひます。その点ではこれはやはり農林大臣のほうからその考え方というものを承りたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) お話の中にもありましたが、日本の国内で生産をして土地といひ、その土地の適正化といひましようか、こ

うようなものをつくって合うか合わないか、たとえばトウモロコシとかマイロなどといううようなものは、これらに對しましては輸入をする考え方でございます。しかし他のもの等につきましては、先ほど官房長からお話申し上げたとおり、七〇%以上というものは必ず確保しなければならぬというものがわれわれの基本的な考え方であり、先ほど中村さんにも、その経緯を、今後の見通しはどういう考え方かという考え方についてお話し申し上げたとおりであります。したがって農林省といたしましては、七〇%以上というものは必ず確保することのうような考え方の上に立つて今後の農政を行なっていく考え方でありまして、

○矢山有作君 まあ大臣のかたい決意でありますから、われわれはこの問題をとらえて議論を幾らしてもこれは進展がないわけです。私ももとしまして「長期需給見通し」に沿った、七〇%以上とおっしゃいましたが、七七%から七一%、これが最低の目標として自給率確保という前提のもとに農政を進めていただきたいと思ひますし、はたしてそれを言明どおりに農林省がやるのかやらぬのかということ、今後の政策遂行の過程の中でおのずから明らかになっていくことでありますから、私ももとしまして、もし農林省がたまたまの言明に逆行するうようなことをやられた場合は、私たちはこれは重大な問題として問題を取り上げていかなきゃならぬと思ひます。したがってこの問題についてはこれ以上深く立ち入りません。

次にちよつと方面が変わりますが、お伺ひしたいのは、都市計画についての住民の意見の反映については、都市計画案の縦覧あるいは住民の意見書の提出の措置が設けられることとしてありますが、そのほかに法案の修正の段階で、さらに「都道府県知事又は市町村は、都市計画の案を作成しうとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと」されておりますところ、が現実には住民の意思とは無関係に極秘裏で

県、市町村が原案を作成していき、政省令が十分明らかにされないまま進んで行つております。で、各地でそのために問題が起つておりますが、法においては、いかに都市計画において住民の意思を尊重するがごとくに装ひながら、実際はと言つたように住民不在の都市計画がまかり通らうとしておるうような状態だと思ひます。この事態を建設大臣なり農林大臣はどういうふうに見ておられるのかこれをお伺ひしたいわけですが、

○国務大臣(坪川信三君) 十四日より施行いたしました都市計画法の推進にあたりましては、建設省といたしましてはあくまでも民意を尊重するう基本的態度を堅持しながら具体的な推進をいたす方針であることは微動だにも変わっておりません。したがひまして、公聴会を開く、あるいは十分地域住民に對します縦覧等の提供をいたすと、絶えず民意を尊重いたしながら法の執行にあつてまいりたいということで御信頼をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) およそ民主主義国家において民意を尊重されないで、法案であるからというだけのことで解決つけられる問題は私にはなと考へております。したがひまして御指摘のございましたような点、民意は守るけれども、いま御審議を願つておるうような振興法、こういううな点につきましてはその意味も十分くみ取つていただいた上に立つていただかなければならぬ、反面その点も考へなければならぬ、こういううふに思ひます。しかし何と云つても、ただいま建設大臣もお話ございましたように、民意は十分尊重しながら法の趣旨に沿つた行政を行なつてまいりたい、こう思ひます。

○矢山有作君 委員会における答弁としておっしゃられる場合は、まさかおっしゃるとおりに、民意の尊重はあまりできておりませんといううことにはならぬだろと思ひます。したがひて、いま両大臣がおっしゃるうような答弁になるだろと思ひますが、現実の動きはそういうものではない

い、住民が全然知らぬ間に都市計画がきめられて、だからほとんど毎日のように日本農業新聞あたりを中心にして報ぜられておるうような混乱が各地で起つておるわけですが、したがひて、この現実を無視して、私ももとしましては民意を尊重することが民主主義の本来の姿だからそうするのだとおっしゃいますけれども、ああそうですか、それはけつこうでございますと引下がるわけにはいかぬので、この点はやはり現実の動きはどうかであるかといううことを、もう少し責任者としての両大臣は目を向けて考へられる必要がある、その現実を踏まえて国会で論議をされるというう答弁のための答弁、論議のすれ違いになつて私は意味がないと思ひます。国会の論議というものは、何もすれ違いの論議をし、答弁のための答弁をするうことが仕事じゃないんですから、やはり現実を踏まえながら悪い点があるならばその悪い点を改めるといふ点に前向きに問題をとらえていただかぬと、私は何ら論議の意味がなくなるのじやないかと思ひます。

そういう点から私が公聴会等を中心にした民意の反映が非常におろそかにされておる、それを裏付ける考へ方というものはやはり建設省あたりにはあるのではないですか。私はこれまでの論議の中でもときどき持ち出した問題なんです、一「新都市計画法の要点」という建設省の役人の方の本がありまして、これを読んでみても公聴会というものをきわめて重視しておるううような点は見られないわけですが、たとえば一例を引いてみますと、こういうことをいっておるのです。公聴会等の規定について、これらは「いづれも住民等の意思の反映を図ることが目的の規定である」とも決定後または事業が着手される段階になつて、住民から「知らなかつた」などの文句の出ないよう、自後の手続の円滑化を図るためのものもあるわけですが、こういふうような解釈がされておるわけですが、これは自後住民から文句が出た場合に、何だ、公聴会やつたじやないか、意見書の提出も求めたじやないか、いまさら何を言ふかと、

こういふことのための方便にしかこの公聴会が考へられておらぬ、こういううに私ももとしましては理解をせざるを得ない。

さらにこういふことが單なる、ただいま申しましたような建設省のお役人の著書だけでなしに、「新都市計画法の施行について」というのが二月十九日に都市計画課から出されておるのです。これの公聴会に関する記述を読んでみましても、十六ページにもありますし、あるいは十四ページ等にもありますが、これらを読んでみましても公聴会を大いに活用して住民の意見を都市計画の中に積極的に反映させていこうという姿勢は何も出ていないわけですが、これが私は問題だと思ひます。

特に公聴会の問題につきましては、都市計画がほぼ固まつてから、あるいは決定してから形の上で形式だけに公聴会をやれという規定になつておらないはずなんです。その規定はもうよく御存じでしょうが、十六条の規定によりますと、はつきりと「都市計画の案を作成しようとする場合において、こういふのですから、作成しようとする場合に、まず事前に関係住民の意見を十分に公聴会等で聞いてその理解を得、納得を得、賛成を得るうにしないさい、こういふうになつておるはずなんです。もつとも「必要があると認めるときは」といふうな、これは制限するうな規定はありますけれども、しかし法の趣旨というものはあくまでも作成の前の段階で十分に住民の賛同を得るうな努力をせよ、こういううに解釈するのが正しいと思ひますが、この点の建設省当局でやっておられる解釈が、私からいわせると、また現実の執行がそれを裏書きするうな住民の意思を十分に尊重、くみ取るというう形で公聴会が持たれていない、したがひて混乱を起しておるうことを申し上げたわけなんです。この点については建設大臣にも御意見がありましようし、特に事務遂行に当たつておられる都市局長にも私は考へ方があるうと思ひますので、

○政府委員(中野和仁君) これからは市街化区域と調整区域の線引きが始まるわけでございます。事はこの後の問題に属するわけでございす。ただちょっとこの際例をあげておられたいと思ひます。都市計画法が施行になります前にもやはり用途地域の指定がございす。それを、先ほど先生お話しのごさいますように、地価サイドの問題があり、今後の市町村における都市づくりの問題等があり、全市町村、全区域市街化区域という頭で用途指定をかけるという問題が先般も起こってまいりました。しかし、そこをよく調べてみますと、去年農免道路が完成し、それから三分五厘融資で一億も出した、それで全部やれという非常に強い意見もあつたわけでございす。農林省の立場といたしましては、やはり未来永劫というわけにはまいらないかもしれせん、場所によりまして。しかし、農業投資をやつたところでございす。そしてまた、農業は実際にあるわけでございすので、そこは避けてもらいたいということで、結局調整をいたしまして、大体全市町村全部というのを、三分の一ぐらいはやむを得ない、あとは農業用地として残すという調整も先般やつたような事例がございす。そういうようなことで、この調整方針にもありますように、集团的な優良農地を確保するという立場から今後とも十分調整していききたいというふうに考えております。

○矢山有作君 この問題は、さらに今後実行の過程で明らかになる問題です。さらに調整方針の書き方がきつめて抽象的ですから、それらの中でもっと具体的なことはお尋ねしたいと思ひます。で、この問題は、それで農林省の基本的な考え方を確認させていただいたということ、そして農林省の基本的な考え方を守つていただきたいということ、これを強く要望しておきまして次に移ります。

先般来、全国で八百九十四市町村が新都市計画法の都市計画区域になると見られる市町村数だと、こういうふうなことが明らかになりました。

この八百九十四市町村に含まれる農地面積、これはまだ私も聞いておられぬと思うのですが、これは一体幾らなのか。そのうち市街化区域に含まれる農地面積、これは十九万町歩と聞いておりますが、そのとおりかどうか。市街化調整区域に含まれる農地面積は幾らなのか。これも百五十万町歩と聞いておりますから確認をする意味で申し上げたのです。そしてその市街化調整区域に含まれる農地の中で農振地域に指定されるもの、そういう見込みのものは幾らなのか。これは農振地域指定の法案が出てからの日数がたつておりますから、そうした点について見込みが立つておるならばこの際言つていただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) これから両方の地域がきまつていくわけでございすので、推定でございすけれども、市街化区域、調整区域を分け、都市計画区域に含まれます全体の面積が四百万ヘクタール、そのうち農地面積は百六十万ヘクタール、その中で市街化区域になりますところ、これはこれからの作業でございすけれども、一応建設省のほうで推定しておられますのは、農地面積が十九万ヘクタールということになるわけでございす。したがって、市街化調整区域と思われるところに入ります農地面積は百四十万ヘクタールということになるわけでございす。

○矢山有作君 農振法でかぶせられる面積のところはどんなものでしょうか。

○政府委員(池田俊也君) これはこの法律が成立をいたしまして私もいろいろ今後趣旨の徹底をはかりますわけでございす。その上でやはり地域住民、その地域におきます農民の意向によつて最終的にきまる問題でございすので、私も極力いまお話しがありました数字に近いものを農業振興地域として指定をしたいと考えてございす。いまの段階でははつきりした数字は申し上げられない次第でございす。

○矢山有作君 これはいままでも論議になったとは思ひますが、市街化区域に含まれる農地が大体建設省の見込みで十九万ヘクタール程度であらう

と、こういうふうに言われておりますが、この市街化区域の範囲ということで建設省から出ておる資料などを見ますと、市街化区域に含まれるものの中で市街化が進行しておる区域、これなんかを見ると、過去三年間に一ヘクタールに対して三戸以上の住宅が新設され、あるいは一〇%以上の宅地化が行なわれておる区域、こういったようなものが市街化が進行している区域として市街化区域に含まれるという規定あるいはその他のいろいろと計画的に市街化すべき区域あるいは優先的に市街化区域に含める区域、こういったことமாக書いてありますが、これらを全体として見ましたときにはたして十九万ヘクタールぐらいでとどまるのかとどまらないのか。案外これはもつと広い広がりをもつてくるのではないかと。私も危惧の念を持っておるわけですが、まあ都市計画局でおそらく推定された数字であらうから間違ひはないだらうと思ひますが、その辺の大きな見込み違いなんというものはこれはありませんか。

○政府委員(竹内藤男君) 一応基本的な考え方としては私も二月に都市計画課長会議をやりました。そのときの討議資料にありますが市街化区域の面積の取り方を、全体といたしまして、ヘクタール百人から六十人という計算をいたしまして面積を出したわけでございまして、その計算の過程におきまして考え方の違いはないわけでございす。先ほど農地局長からも答弁がございましたように、実際おやりになるのは知事さんのほうでございす。実際はさらに十九万ヘクタールという数字は変わつてこようかと思ひますが、計算の考え方において、そういう考え方に立つて十九万ヘクタールという数字を一応試算したわけでございす。

○矢山有作君 それではその点は単なる水かけ論ですから私のほうから何ぼになるというふうに計算したわけではございません。建設省の考え方をいまの段階ではそうですかといつて考えておきま

そこで次にお伺ひしたいのは、その市街化区域に含めないものとして集团的優良農用地その他がきめられております。その市街化区域に含めないものとは一番に市街化区域には絶対に含めない。その次に含めないのはこういうものか。というふうなことで、大体これ三段階ぐらいに分けて定めて協議のまとまつたものとして発表しておられますが、こういう地域に対する農業施策というのはどの程度のものが行なわれるのかということ、実はいままでの質疑の中で、あるいは出ておるかもしれませんが、私ははつきり記憶しておりませんのでお伺ひするのですが、私どもの考え方からすればこれらのいわゆる打ち抜き調整区域とも言いますか、こういう市街化区域に含めない集团的農業地域等については、これはやはり市街化区域に含めないのですから、その地域においての農業振興策というのを積極的にとつていくべきではないか、こういうふうな思ひです。

特に都市づくりの段階でべた一面に家が建つてしまふ、工場が立つてしまふ、空地は何もない、緑も何もないというのでは、これは無味乾燥な話で、やはり都市の中にそうした緑地的なものあるいは生鮮食料品の供給の面からいっても、そういう地域が長期にわたつて保全されていくことが私は良好な都市環境をつくる上からも考えられるべきではないか。そうならばこれが打ち抜き調整区域と称せられるものは、調整区域でやがて特に周囲を市街化区域で取り囲まれて、やがてもうつぶれていくんだという消極的な考え方ではないか、むしろ積極的にこれを保全していくのだという考え方をとるべきではないか。そうすればそれに見合った積極的な農業投資をやるべきではないか。長期的な効用の及ぶような農業投資はやらぬという気持はむしろ逆行ではないか、こういうふうな気持は関係者の中からはそうした希望の強いところでありま。

というのは、案外都市の中にあるあるいは都市近郊であるという立地条件のよさを生かして、相対的な農業経営の成績をあげておりますだけに、そういう気分の強い人が多いのですから、こういう点の調整をどう考えておられるかというところを、もしいままで論議されておりましたら重複するとは思いますがお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 原則論をいたしまして、市街化の区域は今後十年以内に計画的に市街化されるわけでございますので、土地改良等の長期投資は避けるべきだと思ひます。それに反しまして調整区域は市街化を抑制する区域、都市計画法から見ればそういうことになっておる。農林省のほうから見ればそれは農業として確保される土地であるというふうに考えておるわけでございまして、市街化調整区域には従来と同じように農林漁業を振興するための土地改良を初めとする諸施策は引き続き行なうという原則でございまして、その場合にいま御指摘の市街化区域の中に打ち抜きと申しまして、か水玉と申しまして、そういう調整区域ができる場合も地域の事情によつてはあり得ようかと思ひます。それが二十ヘクタールの場合もありあるいは五十ヘクタールの場合もあるかと思ひます。そういうものが調整区域として定められ、かつその農家が引き続き農業をやつていく希望が非常に強いというところでありますれば、農林省といたしましてはそれは調整区域でございまして、先ほど申し上げました原則に従ひまして、いろいろな施策は講じなければなりませんし、またそうしたいと考えておるわけでありま。

○矢山有作君 ちよつと聞き落としたんですが、その場合でも効用の長期に及ぶような施策はやらないのですか。

○政府委員(中野和仁君) やるつもりでございまして、調整区域でございまして、土地改良等の長期投資もやろうと思ひます。

○矢山有作君 私は打ち抜き調整区域と勝手な名

前をつけて言つたんですが、そういうような市街化に含められないような農林省では一応二十ヘクタールというふうなことを言つておられます集團的農用地、これにつきましても関係農民が農業を継続する意欲が強く、そしてつづつな成績をあげておるといふことになると、これは調整区域として長期にわたつて農地として保全し、効用が長期に及ぶ投資も積極的にやつていくと、こういうふうにおつしやつたと思ひます。私はぜひそれをやつていただきたい。こういうふうにも重ねてお願いをするわけですか。といひますのは先ほど申し上げましたのでしつこく言ひますが、やはり都市の良好な環境をつくるという上から、そういうものの農業のあり方という上から、それから具体的にはどうあり方をきめていくかというところは検討されるべきことがあるかと思ひますが、しかしいづれにしてもそういう地域において、その地域の環境に適したような農業をやらせようというところは、私は積極的に取り上げるべき施策であると思ひます。それによつて私は農民はそこで十分に成果を現実にあげておる例もあるわけですから、それはぜひともいまお話しのように長期的な効用の及ぶ投資も思い切つてやつてもらいたい。特に二十ヘクタール、その根拠として土地改良の公共投資の最低限が二十ヘクタールであるということも一つの根拠にされておつたようですが、そうすればますますこれは積極的なものとして考えていただきたいと思ひます。

その場合に、これは先ほど論議になりましたが、もう私のほうから申し上げるまでもないのですが、そういうような地域の農業というものは、何も二十ヘクタールなくても私はつづつに成り立つと思ひますし、それがたとへば五町歩でありあるいは十町歩であつても、その都市の環境からするならば、それがあつたほうが非常にいいという場合も私は数あると思ひます。したがつてそういう場合は先ほど二十ヘクタールという規模にはとらわれないとおつしやいましたからとらわれないで、地域の事情に即しあるいは地域の農民の意思

を尊重してやつていただきたい。このことを重ねてお願いしておきますが、あらためてくだいようですけれども、確認の意味で御答弁をいただきたい。

○政府委員(中野和仁君) 午前中に中村先生の御質問に對してお答えしたわけでございしますが、集團的な優良農地ということになりますと、やはりせめて二十ヘクタールくらいは集團がよろしいかと思ひます。それで原則としてはそういうふうなことを考えておりますが、ただ野菜指定産地、二十ヘクタールとまらなくてもつづつに集約経営がやられていくというところで、かつ、その農家がそうしたいという場合でありますれば、必ずしも二十にこだわるといふことはいたさないで、実情に即した運営をしたいというふうなことを考えておるわけでありま。

○矢山有作君 そこで関連で、これも先ほど中村委員のほうから御指摘がありましたが一、つだけこれはだめ押し的な形になるのですが、お伺いしておきたいのでありますが、二百ヘクタールの規模で、農業振興地域の指定が市街化調整区域をも含めてやられる、こういうことで、その場合の規模というものは二百ヘクタールにはこだわらない、これまた都市の近郊であるので、私は百ヘクタールでも五十ヘクタールでも十分その効果をあげ得られると思ひます。したがつて、二百ヘクタールの規模にはこだわらないということが、先ほど中村委員も言われましたように、百ヘクタールというふうなところまでしか考えないのか。もつと都市近郊の農業というところで、五十ヘクタール程度でも考えていける余地があるのかどうか。そのことを申し上げる根拠は、私が打ち抜き調整区域について申し上げた立場と、同じ立場に立つて申し上げておるわけですが、その点をひとつお伺いしたい。

それからたしか午前中の論議の中で、営農団地の整備融資の特別措置ですか、これとの関連で、必ずしも全部が全部振興地域の指定が行なわれないのじやないかというふうな、私自身が受け取れる

ような御答弁があつたと思うのですが、その点もあわせてどうなるのかということをお答えをいただきたい。

○政府委員(池田俊也君) 農業振興地域の指定との関連でございしますが、二百ヘクタールというのは一応の基準でございまして、これは必ずしも地域の事態に應じてある程度の幅で伸縮するのは私は必要であらう、そういう考えでいるわけでありま。ただ五十ヘクタールという一つのお示しがあつたわけでございしますが、まあ全く五十ヘクタールというのはアウトであると申し上げるつもりはございせんけれども、やはり一つの単位として指定されます農業振興地域の中で、これは団地として必ずしも全部がまとまつていなければならないのでありますけれども、平均的な市町村の面積というものは、大体千八百ヘクタールくらいだつたと思ひますが、その中でいろいろな農地を、散在しているものを集めてきまして、それで全体が五十ヘクタール程度しかないということになりますと、これはどうもやはり将来の農業を振興する地域としては、やや不適格なのではなからうかという気がいたすわけでございまして、もちろん先ほど打ち抜きというお話がございましたが、かりに二十ヘクタールというふうなことで、市街化調整区域に編入されるというふうな土地が幾つかありまして、それがまとまつてある程度の規模の農用地の面積が出てくるということでもございするならば、これは指定され得る余地があるわけではありますけれども、まあやはりそこは常識的に私は判断すべき問題ではなからうかというふうに考えるわけでございまして。

それから第二の営農団地の特別融資との関連でございしますが、私もやはり営農団地というふうなもの、相当な規模を持つものにおおそくなるであらう。もちろんそして将来とも相当農業を盛んにやつていくことが、おそらく前提条件になると思ひますので、たゞまゝとして、農業振興地域の中で、営農団地として定められる場合に、そういう特別融資の取り扱いがなされ

る、こういう筋のものであるかと考えておるわけでございます。

○矢山有作君 私はこの調整地域の中が農振地域の指定を受ける場合に、なぜその規模にこだわるかといふと、静岡あたりの現地調査をやりますと、調整地域で指定になる見込みのところでも百町歩をやはり切るのです。七、八十町歩くらいでみると実に一団の団地があるわけですから、平らかな。そういうところは、これは振興地域として指定にならぬというの、私は非常に大きな問題を残すのじゃないか。しかもその関係地区の住民の農民の人たちは、やはり何と云つて静岡という町に近いわけですから、そこでの立地条件の有利性というものはかなりなものがあるわけですから、相当農業の継続に熱意を持っている人があると思うのです、現実。そうすると、やっぱりその実態を踏まえて考えぬと、私は非常に無理が起ころのではないかと、こういうふうに思ふのです。

先ほどのお話にもありましたように、いわゆる市街化調整地域として二十ヘクタール前後のものでも、これはやはり都市の環境保全あるいは農業の立地条件の有利性を生かして、農民が望むなら、それはやはり長期にわたつて農地として保全をし、高額の長期にわたる投資もやるといふ考え方が示されたわけですから、そうすれば調整地域内にそういうふうなまとまったところがあり、しかもそれを農民が積極的に希望し、営農意欲も盛んだとするならば、そこはまた私は農振地域の指定の網にかぶせるべきだと思ふのです。そうして積極的に振興策というものをとっていくべきではないかと思ふのです。これは、つまり私はひとつ消極的な立場でなしに、積極的に問題を考えていただきたいと思ふのです。

都市計画といひましても、いまの地方自治体の財政の状況その他から考えてみて、なかなか市街化区域に編入をされたところだつて、そういう短期間の間に都市施設が完備していくんかというの、私はまずまずむずかしいのじゃないか。ましてい

んや市街化調整区域に当たつては、ここが価格が安いからということで、どんどんスプロール現象が起ころるものを強く規制しさえすればこは相当長期にわたつて残る地域だと思ふのです、常識的に。そういう点を踏まえても、私は調整地域の中での農振地域の指定のワケというものは相当ゆるやかに考えてもらいたい、こういうふうに思ふのですが、もっと積極的に考えられませんか。あんまり都市サイドから押されるのでなしに

○政府委員(池田俊也君) こういうことに対して基本的な態度といたしましては、私もいま矢山先生がおっしゃいましたような気持ちでまいりたいと思つております。極力事情の許す限り弾力的に考えまして、将来農業を中心にして地域振興をはかつていくということで、そういう固い決意があり、かつ事情がそういう事情であるならば、私も積極的に極力やつていきたいと思ふのでございます。

それから、これは御理解いただいておりますと思うわけですが、あるいは繰返しになるかと思ひますが、私も二百ヘクタールといひ、あるいは若干幅を設けるといひ、これは団地として申しておるのではないわけでございます。幾つかの団地がたくさん合わさつてその面積になるという前提で申し上げておりますので、個々の団地はもっと小さくてももちろんけっこうなわけでございます。

○矢山有作君 それではこれは少し事務的な問題に入つていきますが、建設大臣、どうしても御都合が悪いということであればやむを得ないと思ひます。しかし私の希望としては、大臣に対する問題だけはあとに残しておきたいと思ひますから、出てきていただければ出てきていただきたい。どうしても公務があまりであるということならば、これはやむを得ぬだらうと思ひます。

これから少し都市局のほうに――都市計画法の問題の解釈に多少わたつてくると思ひます。これはやはり今後の農振地域の指定との調整の関係で

重要な問題を含んでおると私は判断をしておりますので、その点でひとつ伺ひたいと思ひます。

それは、都市局長に伺ひますが、都市計画法の三十四条の第五号の問題です。三十四条の第五号に「都道府県が国又は中小企業振興事業団と一体となつて助成する中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する事業の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行なう開発行為」とこれは開発行為として認められることになつておりますが、この規定が挿入された経過というものを、私が建設省の先ほど引用いたしました役人の方が解説された文書によつて読んで見ますと、ですね、これは通産省の強い主張で入つてきた規定だと言つております。これはまあ建設省の人が言うんだから私は間違ひでないと思ふのだが、こ

ういふ施設というものはこれはむしろ市街化区域に入れられるべき施設ではないかと私は判断しておりますわけですが、というのは、そのことは私の判断だけではないに、その大塩さんの著書の中にもあるわけですが、これはその第五号にきめてある中小企業の団地、こいつたものはこれは通産省の強い希望で入つてきた規定なんだ、こいつたものはむしろ市街化区域に入れるべきであつて、調整区域に持つてくるべき性質のものではないだらうと、こ

ういふふうな言つておるのです。そうするとこ

ういふことが認められるということになると、市街化調整区域の市街化を促進するような立場が出てくるんではないかと思ふのですが、この点は都市局長、どうお考えですか。

○国務大臣(坪川信三君) お許しいただきましてちよつと発言をお願いしたいと思ふのでありますが、先ほどから矢山委員のまことに適切な数々の御意見十分傾聴いたしておるような次第でござい

ますととも、いま御審議をいただいておりますところの農業振興地域の整備に関する法律案の御制定の暁には、これらに関連いたしましては建設省といたしましては十分農林省と連絡をいたし、しかもこの法案との調和に關しましては責任を持つて建設省といたしまして、十分配慮をいたしながら行政指導をいたします決意のほどを表明いたしまして、御理解いただきたいと思ふ次第であります。

○政府委員(竹内藤男君) 三十四条五号は「都道府県が国又は中小企業振興事業団と一体となつて助成する中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する」という条項でござい

ます。中小企業振興事業団が助成する仕事につきましては、施行規則がございまして、都道府県知事が都市計画上の、土地利用上支障がないということとをこの事業自体の採択の基準にいたしておりますというところで、この五号は同じ都道府県知事の許可の問題でござい

ますが、十分都市計画上の観点からの、土地利用の観点からの立場が織り込まれておるということで許可し得る項目にあつたわけでございます。

○矢山有作君 そういう建設省の立場でのお考えはわかるのです。建設省としてはそれをやりたいんでしよう。しかしながらこ

う規定がつくられてこれが行なわれるということになる、私どもは農業者の立場からとらえてみてかえって市街化促進になるのだと、こういう考え方をしておるわけだ。だからこの点について、やはり建設省のものの考え方というのはやっぱり市街化促進のほうに重点がかかっておると言わざるを得ないかと、こういうふうな判断をしておるわけだ。

そのことは第五号だけに限らぬと思うのです。第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、全部そうなんです。こういうものを許すということ、これはもう市街化の促進になることはわかり切った話なんです。しかも市街化調整区域には七のように「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」、こういったものも許される、こういう規定もあるわけです。

そこでこれは立ち入った質問になると思いますが、七号と八号では政令で定めるものとしてありますけれども、これは政令はできておるのだからと思うのですけれども、たとえばここに例示してあるもののほかに一体どういふものがあるのですか、一、二の例をあげていただければいいと思います。

○政府委員(竹内藤男君) 今回法律施行にあたりまして政令を出したわけですが、ただいまのところ七号、八号に該当するものが私どもちょっと考えつきませんので政令に規定してありません。したがって、今後実際に仕事をしなさいという場合に、今後実際に仕事をしなさいという段階におきまして、どうしてもこういう危険物貯蔵で認めないかぬというものが出てくるかもしれないが、現在のところ七号、八号に該当するものは考えられませんが政令には入れておられません。

○矢山有作君 農林省お聞き及びのとおり七号、八号についてはじゃあ一体どんなものをこれは認めるのか、認めないのか、それすらわかっておらぬということだ。そうすると、これにどういふものを認めるかによって私は調整区域をさらに市

街化の方向に促進させる要素も濃くなっていくと思います。だからこういう点が私はやはり今後まだ建設省との間で詰めていかなきゃならぬ問題だと思ふのです。大体都市計画法ができるときに、都市と農村との接点をどう調整をやるかという点について具体的な詰めがあまりにもなされてない、あまりにもなされない状態の中でこういう農振地域整備法のようなものを、こんな不整備な整備法を出してくるから問題が非常に複雑になってくるんです。都市計画法制定のときにこういう具体的な詰めが行なわれておるべき問題だと、こういう非難が言われておるべき問題だと、農民あるいは農業団体一般に広がっている非難です。こういう点については建設省も少しまあこれは出過ぎだし、農林省のほうから見ればあまりにもこれは怠慢だということになるはずなんです。

しかもこの五号、六号、七号、八号運用のしようによつてはどんなでもなりますよ。たとえば六号のごとき「市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物で、これらの事業活動の効率化を図るために市街化調整区域内において建築することが必要なものの建築の用に供する目的で行なう開発行為」というのはどこに基準を置いて判断するかという問題なんです。この「密接な関連を有する」ということですね、どの程度のものが密接な関連を持つておるのか、これはもう一にかかっている法を執行する側の判断にかかるといふ問題なんです。したがって、こういう問題の具体的な詰めが行なわれておらぬと市街化調整区域というのはこれはとてももたせません。大塩さんもこの著書の中でいってあります、たとえば調整区域であつてもそれが一年たつて市街化が進められてすぐ都市計画の変更をやつてしまふかねかと、そうまたすべきだといふ言い方をしておるわけだ。そういうものの考え方が建設省にはある中でこうした問題についての具体的な詰めがないということがこれは私は最大の問題

だと思ひます。

まあ七号八号は建設省がまだ政令も考えておらぬというのだから、一体どういふ政令をつくられるのか、これについては私は農林省はへつぱり腰でなしに、十分これは政令の内容というものについて協議をしていただきたい。さらにまたその他の各号についてもこれはやはり実際に運用にあつては私は個々に協議する必要があると思ふのです。だからこういふ開発行為の規制の条項ですね、これは三十四条に限ったことではありませんが、これらの規制の条項の運用にあつて建設省側は詳細に農林省側と協議をして調整をしようと思ふのか、また農林省はその詳細な協議を求める意思があるのか、この辺が私は今後の運用にかかわる重大な基本的な考え方だと思ひます。その点はどうですか。

○政府委員(中野和仁君) 都市計画法の立案の段階から建設省と農林省とは十分協議をしてまいりました。その法律で書かれた条文、その解釈等についても重要なものについては事前にその解釈の了解等もしておるような条項もございまして、それから政令の段階につきましても、逐一、建設省から農林省に相談がございまして、指定すべきであるという意見が合ったところで初めて政令になつておるわけでございます。ただいま都市局長がお答えになりましたのは、当分政令を出しませんので、それを運用されないということになるわけでございます。万一、これが運用されるようになりますれば、当然われわれのほうに相談があるというふうに思つております。

○政府委員(竹内藤男君) ただいま農地局長から答弁されましたように、建設省側といたしましては、解釈それから政令の制定また具体的な開発行為の許可の段階におきましては、先ほど御答弁がございましたように、開発許可権者と農地転用許可権者との間の十分な相談というようなことを指導してまいりたいということによりまして、農林サイドと十分調整をはかつてまいりたい、こういうふうに考えております。

○矢山有作君 まあ詳細な協議をしたということですが、詳細な協議をしているのなら安心なんですか、私は詳細な協議をしているのならいろいろ問題は起こらぬだろうと思ふのです。やはり、協議が詳細に行なわれたとおつしやいますけれども、案外ずさんだ協議であつたのではないかと

思ひます。それは農林省からいただいた調整方針というものがきつめて抽象的な書き方になっておりますから、別途協議した条項についてはいろいろこまかい取りきめもあるやのお話しのようですから、こういった開発行為の規制をめぐつた問題で、農林省と建設省との間で詳細に協議をして、意見のまとまつたものが具体的な形で残つておるのなら、私どもはそれを資料として提出していただくことを要求いたします。なぜかといふと、これは今後の地域の住民、特に農民に与える影響というのはきつめて大きいので、私どもとしてはやはりそういった農民の立場、地域住民の立場でものを考える必要がある、こういうふうに思ひますから、そうした取りきめの内容にわたつての記録があるのでしたらそれを資料として出していただけるか、いただければ、農林省、どうでしょう。

○政府委員(中野和仁君) ただいまの開発許可と農地転用との関連につきましても取りきめと申しますのは、たとえば法律のときには市街化調整区域内の農地について開発許可をしようとする場合には農地転用権者に事前に連絡するものとし、その具体的な手続については別に定めようという約束をしまして、これから線引きが始まる、開発許可はそのあとでございまして、具体的に農地局と建設省の都市局と、具体的にどういふ相談のしかたをするか、これから案をつくつて知事に指示するわけでございます。

○矢山有作君 だから具体的な内容の取りきめはないわけですね。こういった規制を運用していく場合に先ほどいふような解釈というものはいろいろできるわけです。五号の解釈、六号の解釈、その他五号、六号に限りませんが、いろいろ

る解釈の仕方は幅が広くもなるし、狭くもなると思います。具体的にどういうものをどうするという取りきめはしてないということですね。そういうことになる、いわゆる大ワクの話はできておつても開発行為にいざかかったときに具体的にどうなるかということが大切なわけです、われわれは。大ワクの話はどうしてもなる話ですが、私どもが重視するのは大ワクの話でなしに、具体的に開発行為にかかった場合に、こういうものはどういうふうな処理されるか、それが重要だ。したがってそれができないならばこれはやむを得ません、追求してみたいところで。しかしないでは済まされぬので、今後の実行の段階でこれは徹底的に詰めていただきたい、そうして農業サイドでものを考えるという姿勢を最高度に私は維持していただきたい、こういうふうに思うわけです。その点は今後の実行過程の中で証明される問題点ですから特に強く要望しておきたい。実施の過程でのずから事態は明らかになるだろうと思ひます。

それから都市局にお伺ひしますが、この三十四条の同じ十号のロ、これがまたきわめて包括的な規定でして、これはどう運用されるかということによってこれは市街地調整区域も何もあつたものじゃないというふうなことにいろいろおそれがあると思ひますから、この内容を伺ひたい。ロの規定というのは「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められるもの」というふうな規定になっておりますが、一体これはきわめて抽象的な規定の仕方なんで、具体的にどういうふうな運用が行なわれるのかということが、これは重大だと思ひますので、その内容を立ち入って御説明をいただきたい。

○政府委員(竹内藤男君) 法律の三十四条におきましては各号に許可し得る開発行為を列挙しているわけでございます。その中で先ほどまだから振りだすと申し上げた八号がございまして、八号では

七号までの条項では足りない場合もあり得るというところで八号を置きまして、その内容を政令にゆだねたわけでございまして、これは現在のところ政令を出してございまして、これは現在のところ政令でございまして、現在のところ、ただそういうふうな法律政令できつと書かれた開発行為以外でわれわれが考えられるものをあげたわけでございまして、それ以外で具体的な開発行為でどうしても市街地調整区域を許可せざるを得ないというふうなものが出てくるんじゃないかということ、このロを置いていただいております。これにつきましては十号の柱にございまして、例外的な運用でございまして、そこで具体的な内容を開発審査会に十分審議をして、そうして許可する、こういうふうな形にいたしておるわけでございまして、御理解いただくためにたとえば建築基準法で高さの制限というのがあるけれども、場合によりましては特定の条件の下におきまして建築審査会にかけまして特定行政庁が高さの制限を若干緩和するということがございまして、それに似たような考え方で、まあ具体的な開発行為でやむを得ず認める場合も出てくるんじゃないかということで置いたわけでございまして、運用をいたしましては非常にきびしい運用をしてまいりたい、こういうふうな考えております。

○矢山有作君 これはいま農林省、都市局長の御説明のようにきわめて包括的な規定なんです。都市局のほうの見解として示されているのを見ましても、いまおっしゃったのと同じで、これはもう同じ建設省の方の著書の中にも出てくることなんです。この規定はどうして設けたかということについて、こういうふうな言っているのです。こういうふうな包括的な規定を設けたのはこの三十四条に一号から九号までいろいろと書いておられます。ところが、そのほかにもまだまだその開発許可をしなければならぬものが出てくるだろうものに備えてこういう規定を置いているのだ、こう言っておるわけです。それに対してあまりにも広

範な運営になるということをさすに私は建設省も気がしたのだからと思う。そこで多少の歯どめという意味で建設審査会にかけて個別に判定するのだ、こういうことになっておるわけですね。したがって、これは建設審査会にかけて判定をするということはありますけれども、この規定の運用のしかたはいかにすれば、これは第一号から第九号、これはある程度、これは限定的な書き方もあるようだけれども、これはほとんどない広範囲な運用をされるおそれがあるわけですね。そうすると、市街地調整区域なんというたつて、とても農業の立場からこれを守つていこうというふうなことは非常に危険な状態が生まれてくるわけですね。したがって、特にこの十号のロの運用にあつては、これは私は農林省のほうから積極的にこういったものの具体的な運用については、私は協議をするように要求してほしいと思ひ、建設省もまたそれは協議に乗るだろうと思ひますが、こういう点、特に私はきびしく考えていただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(中野和仁君) 開発許可をいたします場合に、その列挙されました九号までのほかにこういう条文が入りました。その際われわれとしましては、たとえばございまして、市街地調整区域内において行なうことが困難または不適当といった場合には、これは単に先ほどから出ていますように、地価が高いからというだけではそういうことには該当しないというふうなことで建設省と話し合ひしたわけでございまして、そこで、われわれといたしましては、都市側からの開発許可というところで許可がありまして、一方その場所が集約的な優良農地のどまん中であつたといった場合には、これは農地転用許可基準によりまして、第一種農地でございまして、原則としては許可をしないというふうな考え方をしております。そこで先ほどから申し上げましたように、事前に、そういう農地転用の面から許可をしにくいようなところにはできるだけ立地の面から持つてきてもらいたくないという気持ちもございまして、そういう気持ち

ちを踏まえまして具体的なやり方としては今後建設省とよく相談をしたいというふうに考えております。

○矢山有作君 それからもう一つ、この中で非常に問題になる規定というのは十号のイなんです。この十号のイはこういうふうな規定になっているかと、開発区域の面積(開発区域が市街地調整区域の内外にわたるときは、その全体の面積)が政令で定める面積を下らない開発行為で、市街地調整区域における市街地の状況等からみて当該申請に係る開発区域内において行なうことが当該都市計画区域内における計画的な市街化を図るうえに支障がないと認められるもの、この規定しております。ところで、これについてどういうふうなことが解説でいわれておるかという、こういっているのです。「政令で定める面積とは、住宅でいうならば二十ヘクタール以上を考へたらいではないかと思ひます。ところが、住宅だけでなく、学校、工場、病院、操車場などのほか、寺院やお稲荷さんの祠だつてあるわけで、それらすべての開発行為を面積だけの基準で制限していいだろうか。ものによっては面積との組み合わせが必要ではないかと考えておるが、また政令の成案はありません。この「規模」の問題は十分に検討する必要があると思ひます。皆さん方にも関心のあるところだろうと思ひます。」

こういうふうな言つておるんですね。これは一体具体的な運用はどうなるのですか。住宅の場合は二十ヘクタールくらいが適当だといっているわけですね。ところが住宅ならそれでいいんだが、考えてみると、学校や工場や病院やお寺やお稲荷さんの祠だつてあるわけだし、いろいろなものがある。この開発行為を面積だけの基準で制限していいだろうかかわからない、こういっているのです。だから政令はまだ成案がないと、こういうのです。それからこの運用はどうなるのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 政令はその本とは違ひまして二十ヘクタールということにきめておりま

す。それで二十ヘクタールの面積があれば開発行為を許すのだという思想ではございませんで、市街化区域の中でなかなかそれだけの面積の——二十ヘクタール以上でございますので、それだけの面積の区域がなかなかないという状況が一つありまして、それと同時に、都市計画区域の中における計画的な市街化という観点から見ると、そこに開発を許すことが立地的に支障があるかないかという判断を加えて許可し得るものでございますが、これも十号がございまして、私もそういったしましては例外的な運用にならざるを得ない。したがって、きびしくこれを押えるような形で運用してまいりたい、こういうふうに考えておるわけです。特にこれが農地に当たるといふような場合には、十分農林サイドとも協議いたしまして、特に優良農地等につきましてはきびしく運用してまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○矢山有作君 それじゃあれですか、住宅に限らずもう全部二十ヘクタールということではくくってしまつたと解釈してよろしいのですか。

○政府委員(竹内藤男君) そのとおりでございます。

○矢山有作君 そうなると、これは一つの問題がここに出てくるわけです。二十ヘクタール規模の開発ということになるとこれはかなりの大資本を持つたものでないといふことはできないだらうと思ふのです。大資本を持つた者はこういう二十ヘクタールというような開発ができる。しかも、建設省の同じ著者による考え方によると、これは市街化区域、市街化調整区域というのは固定的なものではないのであって、市街化区域と市街化調整区域とで値段の段階が起るという考え方がある。一部に異論があるがそういうことにはならぬだらう。なぜかという、目はしのぎく民間ディベロッパー等であるならば、資本力さえあればそうした地価の安い調整区域は、将来の地価の値上がりを見通して、積極的に出ていって、そしてこれを開発をするだらう。そうすれば、そう

いうことが行なわれれば、何と十年先で調整区域を市街化区域に編入するといふような土地計画の変更をやる必要はないので、来年でも再来年でもそういう条件が生まれるだらう。市街化区域に編入してしまふ。したがって、そういう観点でものをとらえるならば、市街化区域と市街化調整区域における土地価格の断層が起るというようなことは当たらず、こういうことを書いていらつしやる。

そうなると、これこれ考え合わせると、民間ディベロッパーというのは、私は確かに先見の明がある。その先見の明というのは、金もうけを踏まえての先見の明ですね。その先見の明によつて、しかも大資本力を擁しておるといふことで市街化調整区域の中に二十ヘクタール以上の開発をどんどん進めていく。そのことによつて一方は市街化が促進されてくるのです。市街化が促進されてくればこれは当然地価が上がってくる。これは金もうかる、こういうしかけになるといふことを、これは私が言うのではない、大塩さんが言っている。そうなると、これは私はいへんなことだと思ふのです。ですから、都市計画法でいろいろいっておいでになることはたいへんな問題を農業サイドから見るとはらんでおる。

一体こういう運用をやるのですか。私は、市街化調整区域は、市街化を抑制するといふ第七条の明文があるのですから、市街化を抑制するといふことをできるだけ厳重に踏まえて開発地区の規制をやるというのが筋だと思ふ。ところが、法律解釈を運営する立場になると、それとまるで逆の形が出てくるわけです。考え方が出てくる。それが将来の建設省を動かして、そういうような運営がされていいたら、これは一体日本の農業はどうなるのですか。そういう問題があるわけです。

いま、都市局長から開発行為の許可といふことに重点を置いてものを考えておるのじゃないのだから、そういう意味にとられる御発言があったわけでありませう。そういう良識を期待しますけれども、その良識ある人は都市局長だけなんです、い

ま聞いたところでは、建設省の中に、私の目から見れば非常に有力な人もおられますが、人はそういう解釈はしていません。これは農林省としてもこの問題については私は大きな関心を持たざるを得ないだらうし、建設省のそういうものの考え方、一部が大部が知らぬが、あるといふことになれば、これはたいへんな問題だと思ふ。こういう問題の認識、こういう点を踏まえての考え方というものは一体どうなのか。

○政府委員(竹内藤男君) 市街化区域、調整区域は一べん指定したあとで変更するといふことも考えられるわけでございますから、それは私も五年ごとに基礎調査をやつて五年ごとの基礎調査の結果必要があれば改定をしていくという立場をとっているわけです。なお改定に当たりましては先ほど来先生がお持ちになつておられる農林省農地局の方針、これは私も基本的に了解している線でございますが、こういうような考え方に基づいて、その時点における集約的な優良農地といふものはやはり市街化区域に入れないという基本方針で改定をやつてまいりたい、こういうことでございます。そこに書いてある著書を引用されるわけでございますが、あくまでも個人の、しかも立法事項にわたるような立法的な見解まで含まれておりますので、前国会でわれわれが答弁した、政府委員なり大臣が答弁されたことが正しいものだというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) たびたび矢山先生それをお読みいただきますので、われわれとしましては非常に意外に思つてゐる面もあるわけでございますが、先ほど都市局長がお答えいたしましたように、正規の役所と役所との話し合ひはそういう解釈ではないといふふうに考えておりますし、今後の運用といたしまして、たびたび申し上げておりますように、農林省の立場から建設省と十分話し合ひをいたしたいと思つております。

○矢山有作君 いま都市局長の御答弁ですがね、都市計画法審議のときに答えたことと、それから

私がいま大塩都市局都市総務課長の著書とだいたい食い違ひがあるから、私はあえて引用したのです。私はですね、これは少なくともこういう堂々たる著書として発表される以上は、これはたとえ大塩さんの名前になつてはいましても、肩書きが都市局都市総務課長とわざわざ書いてありますからね、したがつてこれは私はゆるがせにできない問題だと思ふのです。だからもしこれが間違ひであるなら、こういう著書は間違ひだ。大塩さんにもう書かせぬことですね。発行しておるならこの発行もやめさせるべきです。回収すべきです。これを読んだ人はたくさんいるだらうと思ふ。われわれのようなものですら読んでゐるのですから、関心のある人はみんな読んでゐる。その点の責任といふのは私は重大だと思ひますよ。

いま大臣は、農業と都市計画との調整の問題については、全国をあげて取り組んでいくとおつしやつたけれども、大臣がそうおつしやりながら、重要な役割りを果たす建設省の役人がまるで大臣の言つてゐること、あるいはまた国会で答弁したことと逆なことを著書に書くといふことは、この責任は一体どうなるのですか。何だつたら大塩さんにここに来ていただいで、あなた一体どういふ考えなんですか、これはあなたのほんとうの気持ちなんですかと私は聞きたいところなんです。これは否定なさるなら否定なさるような態度をとられなければいかぬ。ここで都市局長がそれは大塩さんの個人的なもので、国会答弁とはだいぶ違ひますから、国会答弁のほうを信用してください。私もそれはそれを信用しますよ、当然。国会答弁を信用するが、国会答弁がそれほど権威のあるものだといふことを承知しながら、ぬけぬけとこういう解説を書くその姿勢に問題がある。おそらくこういう人はやがて局長になり、やがて次官になる人だらうと思ふのです。そういう建設省の重要な役人がこういう考え方をしているといふことが問題だ。これは都市局長、一体どうですか。あなたの部下ですわ。許せませんよ、これは。

○政府委員(竹内藤男君) その本は実は都市計画

法が提案になりまして、まだ国会審議が行なわれる前に講演したものを本にしたというふうに聞いておりまして、いづれにいたしましてでもわれわれの正しい考え方は、これから施行の局長通達を出すわけでございます。その中でできる限り詳しく明らかにいたしまして、それによりまして法律の正しい運用のし方を末端まで徹底するように指導願ひしてまいりたい、こういうふうに考えております。その著書の問題につきましては、今後の問題につきましては十分検討をいたしまして善処したいというふうに考えます。

○矢山有作君 まあ私はこの問題で都市局長を別にいじめる気はありませんが、これ以上とやかく申し上げませんけれども、これが発行されたのは昭和四十三年の八月二十八日です。そしてこの「編集のことば」から判断すると、これは新都市

計画法国会審議中のものでなしに、私は国会審議が終わたのちの著書だと理解をいたします。したがいましてそういうことはこれ以上言いませんが、いずれにしてもこの問題はゆるがせにできない問題ですので、建設省ではこの考え方が誤まりだということをはっきり否定なさったから、私はそれを信頼をいたします。したがってその否定をなさった立場に立つて今後の問題の処理を積極的に農林省と協議をして、そして都市サイドだけでなくに農地サイドからも慎重な態度を打ち出しないうえに、個々の具体的な問題を解決していく、こういうことでぜひとも進めていただきたいと思います。

そこで次にもう一つ、こういった問題に関連して伺いたいのは、市街化を抑制し農地として保全しようというのが市街化調整区域であります。したがって私は市街化調整区域におけるこれに逆行するような開発行為というのは、極力これを抑制すべきだと思う。この考え方はおそらく建設省も反対はなさらぬと思う。私の考え方からすれば、ただ単に市街化を促進する開発行為を極力抑制するだけでなしに、逆に市街化を促進するような建築物等が調整区域にある場合には、むしろ私

はこれを市街化区域に移転をさせるような方法もあつてしかるべきではないかと思う。具体的にどういうものについてそういうことをやるかということとは、これは具体的な事例に当たって見なければ判断はつかぬだろうと思いますが、姿勢としてはそういう姿勢がないと市街化調整区域というのは、市街化を抑制する、そして農地として保全をするという考え方には沿わぬのではないかと思ふのですが、これはかなり建設省が考えておられる考え方よりも、まあ自分で言うのは失礼ですが、私のほうが進んだ考え方だと思ふので、一体どういうふうに通つておられるか、そうでございませうというすなおな答弁というのはなかなか出にくいとは思いますが、そういう考え方があつたという通を御理解になつて、ひとつお答えをいただきたいと思う。

○政府委員（竹内藤男君） 先生のおっしゃったような考え方がやはり一番徹底した考え方だとは思いますが、実は都市地域の中におきましても用途地域制などをとっておりまして、すでに建っている建物については不適格建築物というのがありまして、これは違反ではございませんが、用途指定後におきまして、指定前からあった建物でございしますが違反ではございませんので、住居地域の中に工場が残っておるといふようなことがございます。そういうものにつきましてこれをどう処理するかということも、実はまだ本格的な対策がとられてないわけです。一種の市街化調整区域の中の不適格建築物であろうかと思えます。かな

り金のかかる仕事でございますので、將來はどうしても不適格建築物の問題につきまして検討はしなければならぬと思いますが、現在のところどういうふうにこれを除いていったらいいかということにつきまして、確たる方途はきまつていないわけでございます。いろいろな案がございますけれども、なかなか突際問題として実現できないという状況でございますが、なお引き続いて検討はしたいと思っております。

○中村波男君　午前中農地局長さん、農政局長さん

ん等々に御質問申し上げて、見解をただしたのでありますが、せっかく都市局長に御出席をいただいておりますので、念のために建設省としての見解をお尋ねしておきたいと思うのであります。これはただいまの矢山質問にも関係があるわけですが、都市計画法の二十九条に関連しての間題でありまして、市街化調整区域の一部または全部を含めた農業振興地域指定が行なわれた地域における開発行為の取り扱いであります。

農振法の指定をいたしますと、利用目的を定めて区域を設定いたしますわけでありますが、そうなりますと農地法四条、五条の規定をもとにいたしますと、他への転用使用目的の変更は許されないということになるわけです。しかし都市計画法からいえば、開発行為は政令によつて二十ヘクタール以上は許可を要しますが、次に掲げるもの

はこの限りでないということですから九まであげておるわけでありませう。そこで農振法の指定を受けた調整区域、さらに利用目的が設定をされた地域については、この開発許可を申請する場合に、農振法からいう農地法の許可をとったという証明書をつける等々の手続を経て建設省では許可をされる、こういうことが必要ではないか。また、そうしなければ建設省のサイドと、農林省のサイドで取り扱いが別々になつては混乱をするのではないか。私の質問が御理解いただけたかどうか知りませんが、そういう点について建設省の御見解を伺いたいと思うわけでありませう。

○政府委員（竹内藤男君） 市街化調整区域の中に

おきましては、開発規模の制限がございませんで、すべての開発行為は許可が要るわけでございます。しかも原則として許可されないわけですから。例外的な条項は先ほどの三十四条に規定されております。三十四条の許可の場合には、許可し得る場合の許可の場合には、先ほど米、農林省でお答えになっておりますように、開発許可権者が許可をいたします前に、農地転用許可権者のほうと十分事前連絡をして許可をおろす、こういうことにしたい。ただ、二十九条の許可の要らないもの

につきましては、許可申請が出てまいりませんので、これは先ほど農地局長から答弁されたように、農地転用の許可は市街化調整区域におきましては残っておりますから、そのほうで御処置を願う、こういうふうに考えております。

○矢山有作君　それではちょっとこれ質問の方向を変えたいと思います。と言いますのは、大蔵省なり自治省なりがけさからお待ちをいただいておりますので、そのほうの質問を先に終わらして

御承知のように税制調査会は、四十二年度に固定資産の評価がえを行なわなかったことと、それから地価上昇によって評価に不均衡を生じているから、四十五年度には評価がえを行なうて、同時にお願いをいたします。まず、固定資産税の關係について先にお伺いをいたします。

負担調整措置を講ずること、さらに一市街化区域内で、市街地として都市施設が整備された地域における農地、山林等については、周辺宅地と評価の均衡を図ることが必要である。」「こういうふう

にいつておりますけれども、自治省の具体的な方針をお伺いしたいと思うのです。これはいままでも質疑が出たと思っておりますけれども、なお詳細にちよつと伺つておく必要があると思ひますので、あえて御質問いたします。

○政府委員（降矢敬義君） ただいま御指摘のように、税制調査会の答申がございまして、それで、地方税法によりますと、御案内のとおり、四十五年度は評価がえの年でございます。御案内のとおり、

り、三十九年に評価をやりまして、四十二年に年目に一回評価がえをやるということになっておりますが、四十二年には行なわなかったわけでございます。そこで、来年の四十五年に評価を行なうということになっておるわけでございます。ただ四十二年のときにも行ないましたように、税制調査会におきましては、負担の調整を行なうように、こういう答申がございましたので、評価がえの結果、所要の負担調整を検討いたさなきゃならない、こういうふうに考えているわけでござい

す。それから、第二の税制調査会の答申の問題でございすが、先ほど来御議論を拝聴させていただきましては、調査会の答申、あるいは国会におきまして新都市計画法が通過する際の附帯決議等を踏まえまして、また市街化区域と調整区域の線の引き方が具体的にどのようになるのかというものがこの問題に対する考え方でもございしますので、こういうことを前提にして私どものほうで検討してまいりたい、こういう考え方でありま。

○矢山有作君 その程度のことですと、もうこれまでの御答弁でいただいております。私がお聞きしたいのは固定資産税がどうなるかということには農民としては非常に大きな関心を持っているわけですが、一体、税制調査会のいつているようなことになるか、これは相当大幅な固定資産税の引き上げになるのじゃないか。そうすると、ただでさえ収益の低い農業の維持がつかないということ、非常に関心を持っております。もっと具体的に伺いたいのですが、負担調整措置を講ずるといことはもうわかります。しかしながら、かつて三十九年の評価がえのときに行なわれたように、三十八年度の税額に据え置くのかどうか、私どもはやはり現在の農業の実態を見たときには、三十八年度の税額に据え置いてもらいたい。

○矢山有作君 御承知のとおり、農業の状況というのは最近特に悪化をしております。で、農村経済の調査等の発表を見ましても、非常に悪くなっている、他産業との格差もむしろ拡大の傾向にある、こういうわけているとき、しかも御案内のように、これは賃金、諸物価が非常に値上がりをしておる中で、農林省自身が調査した生産費調査によっても、米の生産費は一〇・五%も上がっている。そういうような中で米価の据え置きが行なわれたというふうなことになりますと、いまの状態よりもっと農家の経済は悪化すると思えます。そういう中で農業を維持しなければならぬのですから、そういう点も踏まえたら、私はこの際、ぜひとも三十八年度の税額に据え置くという態度を堅持してもらいたい、これが私がお尋ねしたかったことなので、負担調整措置を講ずるといことはもうわかっております。具体的に言ってください。

○政府委員(降矢敬義君) 農地の固定資産税につきましては、ただいま御指摘がございましたように、三十九年度の評価がえのときには四十一年度までを三十八年度の税額に据え置く、四十一年の地方税法の改正のときに、当分の間、三十八年度の据え置くということになって現在に至っております。したがって、負担調整の問題であれば、ただいま矢山委員の御指摘のようなお考え方も当然でございます。ただ、われわれとしては、負担調整の問題は、他の土地との関連もございしますので、直ちにいまこの席で矢山委員の御意見に御賛同申し上げるというわけにはまいらないと考えておりますが、いずれにいたしまして、従来もこの点につきましては、税制調査会の御審議を得て負担調整措置をきめてまいった経過もございしますので、ただいまのような御意見も十分踏まえて負担調整措置について適切な考え方をまとめてまいりたい、こういうふうな考えております。

○矢山有作君 私は、他の土地との問題をあまり考へられることは間違いないかと思うのです。農地というのは、これは農民が——なるほど、最近、資産的保有面も一部出ております。しかし、そういうようなのは、農民という立場でそれだけを中心にしてものを考へるのは間違いないで、私は、実際に農地を生産の手段として農業活動をやっておる立場からものを考えていただかなければ困ると思うのです。多少、それに資産的な保有の傾向があるからといって、そのほかに重点を置いて、他の土地との均衡を考へながら課税をするというのであれば、これは農業はもたせません。そういう考へ方ではなしに、農民が生産手段として営々と農業をやっておるのだという立場からの評価でなければならぬ。そういう点から眺めると、むしろ、三十九年の評価がえのとき

に、負担調整措置がとられたときよりも、むしろ農家経済の悪化の状況が出てくるわけですから、そこに税金の追い打ちがかかってくると、これはもうどうにもなりません。したがって、もし自治省も、農民と農業という立場を踏まえてものをお考へになるなら、そういう点に重点を置いていただきたい。ただ、金の勘定ばかりしておいて、ただ、金の勘定ばかりしておいて、農民や農業がつぶれてしまつたら、これは肝心の勘定がでなくなるのですから、そういう点も踏まえてものを考えていただきたい。むしろ私は、局長としては現在の農業なり農家の実態を御存じないはずはないし、三十八年度に据え置くという勇断をやつばりこらで述べられたらどうですか。そのくらいのことにはあつてしかるべきだと思いますよ。

○政府委員(降矢敬義君) ただいまの御意見、十分承知いたしました。で、ただ、そういう意見も十分踏まえて、税制調査会の審議をぜひ得たいという考へ方でございます。

○矢山有作君 これはなかなかおっしゃらぬのを、口の中に手をつ突込んで引張り出すわけにもまいりませんから、おそらく水かけ論で終わるだらうと思ひますけれども、特に私が押して申し上げておきたいのは、他の土地との比較を考へるのは誤りであるということです。これは、農地は農民が生産の手段として使つておるのですから、その収益状態を上回るような形になつてくると——これは税金がですよ——そういう形になつてくると、もう農民と農業は、これは破滅です。絶対にそういうことは私は避けていただきたいと思います。税制調査会というのは税金の取り立てのほうの立場に立つてものを考へるでしようから、日本の産業の中における農業の位置とか農民の位置とかいうものはあまり考へていないでしようから、そこだけを見てもらうと困るので、農林省は、いまお聞きのとおりなんです、自治省の考へ方は、どうですか。他の土地と比較をしながら固定資産税の問題を考へられたら、実

際困るのじゃないですか。農林省としては、少なくとも一番よく現在の農業経営の状況、農家経済の動向は御存じのはずなんですから、これはどんなことがあつても、やはり三十八年度税額据え置きでがんばらなければならないかぬと思うのです。その点の農林省としてのお考へを承りたい。

○政府委員(池田俊也君) 矢山委員のおっしゃいましたような考へ方は、私どもも非常に共感する点が多いわけでございますので、そういうような考へ方を十分考へ方の基礎に置きまして、今後自治省と折衝いたしたいと思います。

○矢山有作君 共感する点が多いのじゃなくて、全面的に共感でしよう。これはぜひとも農林省はがんばらぬとだめですよ。それは税制調査会のはうは取れ取れと言つていられるのでからね。それで自治省のほうは、税制調査会をてこにして取ろうかという取り手の側に回つていられるわけですから、それを取らせないようにするのは、やはり農業の実態、農家経済の実態を一番よく知つておられる農林省が主役ですわ。その主役の役割りを果たさぬような農林省なら、いわゆる農林省という名前を返上しなければならぬ。自治省の手先でもなければ大蔵省の手先でもないのですから、これはもう断固たる決意をもつて税額据え置きで線がえんばつていただきたい。われわれはどんなことがあつてもこの要求だけは貫かなければならぬと、農民の諸君と一緒に考へております。

それからもう一つは固定資産の評価の問題なんです。これもきわめてあいまいなことを言つていられるので、これつかみどころがないのです。これもこの際はつきりしていただきたい。いままで自治省が言われたのも、それから税制調査会が言つておるのも、都市施設が整備された地域における農地、山林、これは周辺宅地と評価の均衡をはかると、こういうのです。これは一体どこに限界があるのですか。こういう考へ方でものを処理されたら、取り手の側に回れば幾らでもこれは拡大する余地が出てくる。この点の評価についての具体的な考へ方をお聞きしたい。

○政府委員(降矢敬義君) 税制調査会の記録を見ますと、御指摘のように、市街化区域が設定されましたも、それは十年間を目途にした市街化が進行される。そこで、指定があつたから直ちに周辺宅地と同様の均衡を保つた評価をやれということとは、それはできない。ただ、市街化が進行して都市計画に従つて都市施設が整備されておる地域に

ある農地については周辺宅地との評価額の均衡をはかるようにという、こういうことでございます。ただ、これを、したがって、いま御質問がございましたように、市街化、都市施設が整備された地域というのをどういうように考えるか。また先ほどから御議論がありましたように、市街化区域の設定のしかたはどのようになるのか。それからまたその設定の過程におきまして農林大臣と建設大臣との間で、農地あるいは農業政策に関する協議もございます。したがって、われわれがちょっと先走って、そういう状況をもうわからぬままにこの規定を強行するということは、ただいま具体的にも考えておりません。したがって、先ほど申し上げましたように、市街化区域が具体的に設定されて、その間における具体的な調整も済んだあとで、こういう認定をどういうふうにできるのかということを作業として進めてまいらなきゃならぬと、こういうふうに考えている次第でございます。

○森八三君 関連。いまの問題は、昨年度市計画法を審議した際に、最終の段階で自治省からも建設省からも農林省からも御出席いただきまして、市街化区域内に所在する農地、農業用地として活用されておる地域については、農地としての評価をいたしますということをはっきりこれは速記録に残っているはずですがね。いまの御答弁だというと、何か近隣の土地の形が変わっておると、それになぞらえてしかるべく措置をするというふうなふうに聞こえますが、昨年の新都市計画法の審議の最終段階で、衆議院では丹羽さんが質問しておるし、参議院では私が質問をして、そういう御答弁をいただいておりますがね、その辺は

どうなんですか。はっきりこれは速記録に残っておると思うんです。あとで自治省の固定資産税課長ですか——が来られまして、ああいう答弁をいたしましたして多少違っておったから修正をしたという意見もありましたが、修正をしていたかどうかうな私は再質問をしなかったなので、もうそれっきりになっておるんですがね。

そういうその答弁の修正をしたいという趣旨は、三方が宅地に囲まれてしまつていて中に農地が少し残っていると、これは農業の生産基盤として葉っぱつくつておつても常識的に考えられないと、そういうものは宅地並みに評価したいということでございます。その程度のことでございます。すれば私は常識的にわかるけれども、ある程度の坪数を持った区域が農業生産基盤として活用されておるといふ限りにおいては、大臣の御答弁どおり農地としての評価をするということは、これははつきりしてもらふねと私は困るんです。農地の評価を四十五年度にどういふような評価がえをするかということは別問題です。農地としての評価をして課税をするということは当然の約束ごとですからのはつきりしてくださいよ。答弁済みですから、その点まで修正したら困るんですよ。

○政府委員（降次敬義君） 私も四月にかかりまして、ただいまの答弁のことは実は承知しております。ただ、衆参両院の建設委員会の附帯決議と

いうものによりますと、衆議院の場合においては、市街化区域内において、市街地としての環境が整備されるに至らない地域に存する農地については、固定資産税の課税にあたり、土地所有者の税負担が増加しないように配慮するよう適切な措置を講ずること、それから参議院の建設委員会の附帯決議におきましては、「市街化区域内の農地については、固定資産税等において過重な税負担をきたさないよう適切な措置を講ずること」、こういうことになっております。

○森八三一君 関連ですから、これでやめにしますが、建設委員会の附帯決議はそういうことであったと思います。これは私も承知はいたしてお

りますが、農林水産委員会で質疑をいたしましたときに、具体的に市街化区域に指定をされたという地域内でも生鮮食料品等を生産するために農地としてまじめに営農しておるといふ地域があるのと、そういうものについては宅地並みの課税をすべきではないんで、農業用地としての課税をすべきであるというお尋ねをしたときに、そういう

措置をいたしますという答弁があったでしょう。これはいつか忘れましたが、これは速記録を調べればわかると思うんです。そういう趣旨の御答弁があったんだから、それが今度変わるということになりますと、これはたいへん問題になる。これははっきりいかなる地点におきましても、農業生産基盤として活用されておるといふものについて、農地としての評価をし、その評価に基づく税率で徴税をするということをはっきりしていただきたい。ただあとで固定資産税課長が来られて、三方宅地に囲まれて中に残っている何坪かの農地というものは、菜つばつくっておつてもそれは農地としての資格を失なっているから、こういうものは例外として取り扱うことにしたい、こののは例外として答弁することを忘れましたので、もう一べん質問をしてもらつてそういう例外を申し上げたいということがございましたが、私は再質問をしなかつたので、それっきりになっているのがね。その再質問をして補完的な答弁

がある、趣旨については了解はいたしますが、原則ははっきりしておる、それを變えるということになると、たいへんことになる。

○政府委員(降矢敬義君) 市街化区域内の農地を農地として評価をするということは、税制調査会での答申からも当然そうでありまして、私どももそれを考えております。税制調査会の答申によりますと、そういう区域の中でも、都市施設が整備された区域内にある農地についてという限定をいたしまして答申をしているわけでございます。私が先ほどから御答弁申し上げているのは、その答申の趣旨というものを具体的に今後検討していきたい、こういうことを申し上げているわけでござい

まして 全体をそりするということじやもとより当然ございませぬ。

○矢山有作君 森さんが先に聞いていただいたので、その上に立って言いますがね。国会での答弁が国会ごとに変わったり、人によつて変わるようなことでは、一体われわれ審議をしておる者は、何をやっているかわからなくなるし、またその審

議の結果を見て、なるほどこうなるのか、なあと
思っている国民の皆さんも、一体何を信用してい
いかわからぬようになる。したがって、一つの注
文は、私はこのあとする質問は大蔵省の質問のあ
とに回しますから、その間に、一体前の国会でど
ういう答弁をしているということを明確にしてい
ただいた上で答弁をしていただきたい。そうして
そのあとに私一つつけ加えますのは、税制調査会
の答申のことをここで答弁として言ってもらった
のでは、それは答弁にならぬのですよ。税制調査
会でどういうことを言っているかということは、
ここで見ながら質問しているのですから、税制調
査会の答弁を言っていたくなら、私は質問する
必要はない。したがって、あなたはいま大臣で
もないし、そういうことをどうするかという問題
については、われわれではいま言えぬとおっしゃ
る。しかしながら実際行政を運営する面を見てい
ると、どういような評価をするということをも
ず事務当局として素案をつくるわけでしょう。そ

れから大臣の意向を聞くのですから、問題は事務当局がつくる素案が大事なんです。だからその素案の作成をする一番の中心は降矢さん、あなただと思ふ。だからあなたの權威ある国会答弁を聞きたい。したがって、そういう立場からあなたには答弁を願ひ、それからその答弁の基礎としては、一応先ほど言いましたような食い違ひが起つたのでは、しかたがありませんから、これはすぐ會議録は調べられますから、會議録を調べていただいて、その上に立つて御答弁を願ひます。それまでは、私の質問は大蔵省のはうの關係に移らしていただきたいと思ひます。

続いて大蔵省にお伺ひしたいんですが、これは

いう問題に關連する問題でございますので、私も大蔵省の税務当局で十分思想統一をする必要があるわけでございます。私も極力まあそういう趣旨でいろいろ検討、協議をしたいと考えておるわけでございます。

○矢山有作君 これは、私は、全く同一に論議をすることはできない面があるとは思いますが、大蔵省、御存じのように保安林の場合、この場合の相続税課税の評価には特例が定められております。かなりこれは低く評価をしておるので、こういう例もありませんから、全く同一には論議することはできぬと思つてます。それだけに私は検討していただきたいということを申し添えたのです。ひとつぜひこれは農林省、大蔵省で御検討いただきたいと思つてます。

それから最後に——これは自治省がお見えにならぬようですから、自治省の方は全部あとに回させていただきます。

それじゃまた質問を戻しまして、農林省なり建設省にお伺いをいたします。

農林省からいただきました、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整措置等に関する方針(案)」——今後「調整措置に関する方針」という言い方をしたいと思つてますが、この方針によりまして、その第二のところに、「市街化区域の設定と農林漁業関係施策との調整措置」ということでいろいろ調整措置が示されております。ところで、この調整措置でものを処理していった場合に、非常に具体的には問題の起ってくる場合があるのではないか、こう思ふのです。たとえばその一つの例として、これは「は場整備、草地改良等の面的な事業」、この場合に、「事業の効用が長期にわたるものについては、原則として事業計画を変更または廃止し、市街化区域内の受益地に係る事業を打ち切るものとする。事業の効用が短期なものについては、当該地域における市街化の動向等を勘案して事業計画の変更、廃止または事業の継続の是非を判断するものとする。」それから、以下、「用

排水路、農道等の線的な事業」の場合、あるいは「共同利用施設の設置事業」の場合等々にわたつて書いておられるわけですが、この事業計画を変更したりあるいは廃止したり、あるいは事業を打ち切つたという場合には、これは具体的に農林に及ぼす影響というものは各般にわたつて非常な影響が出てくると思ふのです。こういう場合のその被害の処理というものはどうなんでしょうか。たとえば——たとえばの話です。たとえば土地改良事業をやる、それについて何町歩以上が県営であるとかあるいは国営であるとか、いろいろ詳細な取り扱い規定があると思つてますが、その場合にこの事業実施中の地区内の農用地が市街化区域に含められて、そうしてそれがこの事業対象にならない、はずれてくる、そういう場合に、こういう計画の変更だとか、事業を打ち切るというやうな事態が起ってくると思ふのですが、そういうときの救済措置というものはあるのですか。

○政府委員(中野和仁君) この第二の調整措置につきましては、この第一によりまして集約的な優良農地を確保するといつたことでござりますから、非常に例外的場合にこういう事態が起るわけでありまして、その場合にはここにありますように、もう市街化をするということも地元でもきめるわけでございますから、そこへもって新しくまた投資を続けるということも、投資効果が非常にむだということもござりますので、事業を打ち切るということも考えているわけでありまして、ただ救済措置と言われましたが、ちょっと私理解しかねたわけでございますが、そういうことにいたしますと同時にいま申し上げておりますのは、事業実施中のものであります。事業を完了しましたものにつきましては、そこにできました管理施設、そういうものにつきましては、都市側にできました水路が排水路に使えらるということになれば、その管理者を市町村なり何なりに変えて、その辺の費用は返していただく、こういう考え方もとるようによい調整方針では書いてあるわけでありまして、

○矢山有作君 私の言い方もまずかつたと思つてますが、事業実施中の区域のところはこの市街化区域に編入された、市街化区域にされた場合を想定して、たとえば(1)のは場整備、草地改良等の面的な事業」についていろいろ書かれておられるわけでしょう。そうするとそういうふうにして市街化区域に編入されたということで、事業ができなくなつたということでも事業を打ち切る場合があるから、これは「事業を打ち切るものとする」と書いてあると思ふ。そういう場合に事業を実施しておつた実施途中で事業を打ち切つてしまふ、その場合にこれは一体どうなるのですか。事業をやっている以上は金も使っているだらうし、その場合に一体どうなるかということですが、

○政府委員(中野和仁君) たとえば圃場整備をやっている、現在工事中であるというやうなところを、市街化区域に入れることは私はまずないと思つてます。そういうことをいたしますと、非常に圃場整備というものはむだになりますから、そういうところは市街化区域に入れないといつたまででいいべきだと思つてます。ただそのほんの一部がそういうことに引つかりました場合には、確かに投資しました経費は、事業を打ち切つた以上はむだになる、こういうことにはなるかと思つてます。

○矢山有作君 それは私はそういう事態がないほうがいいと思つておるのです。その次にはまれなほうがいい。たくさんあつちや困るのです。ところがこういうふうな書いておいておきながら、やはりこういう事態があるといふことを想定しておられるだらう、そうなるかといふやうな変更したり廃止したり打ち切つたりしなければならぬ事態が起つた場合に、実際事業実施中なんですから、事業を打ち切れば打ち切つたで、いままで投資したものは全然むだになるわけですが、公私ともに、それから事業計画が変更されて、これはおそらく市街化区域に含められて変更といふときには縮小ということになるでしょうが、そのときにはやはり大なり小なりそういう被害といふ

ものは出てくるわけですね、そのことを言つておるのです。その場合、公共的な被害のほうは国の損としてこれはやられておるわけですから、私はそれはあまり問題にしないけれども、農民自体の負担の場合に被害を受けることが出てくるわけですね。そういうものは事業を打ち切つたら打ち切りつぱなしであつてはしょうがないといふのかどうか、それなんです。わかりませんか。

○政府委員(中野和仁君) ここで事業計画を変更したり廃止したり事業を打ち切りますといふふうな書きましたのは、こういう意味があるわけでございます。もしこういうふうなことをいふと、市街化区域に入つても引き続き事業をやれという逆の希望が出てくるわけですね。そうしますと、いよいよ投資を続けなければならぬといふことでござりますので、こういうふうなことをいふので打ち切りました場合には、経費につきましてはまたこの事業途中で効果が発生してござりますのでむだになるということはもう避けられないといふやうに考えております。

○矢山有作君 だからむだになるというところは避けられないわけですから、そういう場合には、私の言つておるのは公共投資の分については国の施策としてそういうことをやるわけだから、これははばらくおくとしまして、やはり農民の自己負担といふものがあつてやっているとやうでしよう。全額国庫補助ではないわけですが、したがつてそういう場合に、農民が自己負担したものにについてはこれはもう打ち切つたんだからしかたがないんだ。国の施策としてこういう事態におちいつたんだからもうあきらめなさいといふことになるのかどうでしようかといふことです。

○政府委員(中野和仁君) 市街化区域に入りまして土地について、そのまゝの場合、それからそこを宅地にする場合とがござります。宅地にする場合には土地改良法によりまして一時決済金を農家から取るということにもなつておるわけですが、初めに同意をして投資をしたわけでございますからその分につきましては決済金という面では土

地改良区に金が返ってくるという場合もあり得るわけでございます。

○矢山有作君 私の言い方が悪いのかな。私は土地改良区に金が入ってくるとか決済金とかそう言っているのではないのです。端的に簡単に言うと、事業途中でしょう、市街化区域に編入されま、それで事業を、いろいろ考えてみたが、これはもう打ち切ったほうがいい、農民の希望はあっても打ち切ったほうがいいということで打ち切ります。その場合には事業実施中なんですから何がしかの投資をやっているわけですね。その場合に国庫補助事業だとするならば国の補助金が出ているのでしようが、それは国の施策としてやられたものでしょうから、その補助金をどうする、こうするということは私はいふ触れません。しかし国の補助金だけで全部事業が行なわれているんじゃないので、農民の個人負担というものがあつて、その個人負担というものが事業を打ち切ったんだからもうしかたがない、あきらめなさいということになつてしまふのかということを書いてある。

○政府委員(中野和仁君) その点につきましては先ほど申し上げましたが、私はむだになるということをお願いしたので非常に誤解を招いたやうな気がいたしますけれども、金の面で負担をいたしましたその額自体は農家としては結局出さなければ損になる、こういうことでございます。

○矢山有作君 私はそのところを問題にしているわけですよ。出しっぱなしで損になつてしまふんだ、これが私は問題じゃないかと言っているわけですよ。国の施策として都市計画を進めてきてそれで市街化区域に編入し事業を打ち切る。事業途中で負担はしておるが、農民の損失はそのままで、もう事業を打ち切ったんだからあきらめなさい、あなたは金を出したが、出しっぱなしでもうしかたがありません——これではちょっとひどいではありませんか——これを言っている。

○政府委員(中野和仁君) そういう御議論になるものですから、われわれとしましては事業途中の

ところは、先ほど申し上げましたように、市街化区域に入れるのはおかしいというようにわれわれは考へて、この調整方針でも原則としてそういう実施中のところは市街化調整区域に入れるということにしているわけですよ。ただ、たまたま端っことか何かで川の横とか何とかで多少入つてくる場合はそういうことがあり得るので、その場合は事業計画の変更の必要が出てまいりますし、そうしますと投資しました金は、国の補助金の効果も発生しませんからむだになるわけですよ。その土地についての農家が負担しました金自体は、そこで事業が終わるものだからむだになるといふか、出しましたものはこれをまた国がどうとかするということにはならないというふうに申し上げたわけですよ。

○矢山有作君 しごく当然のようにおっしゃるから、私はそれが問題じゃないかと言つておる。たとえばこの事業実施中のところは一切もう市街化区域に入れない、そんなことはやらせないのだと言ひ切つてしまふんならこんな調整措置は要らない。そうならない。たとえば千件に一件、一万件に一件でもそういう事業打ち切りに至るやうな事態があるだろう、だからこの規定が入つておるのだ、これが。だから、その場合にあなたのおっしゃるやうな、打ち切りだからしょうがない、それはあきらめなさいというならこれはひどいではありませんかと言つておるわけですよ。農民の意思によつてこの事業打ち切りをやっているわけじゃないのだ。都市計画の關係で国の施策の關係で事業打ち切りに追い込まれた。それを事業が完了しない打ち切つた、農民が出したものはあきらめなさい、もうしかたがない、それは農民の損です——これはちょっとひどすぎやしませんかと、こ言つておるんですよ。そこを一体だれが補償するの。

○政府委員(中野和仁君) 先生のお話はよくわかるわけでございますけれども、それを都市計画の市街化区域に入れたからといってそれは農家の罪ではないとおっしゃるのだと思ひますけれども、

それではその区域に入つた農家の負担金を全部国で補償するということになりますとこれまた非常な問題だと思ひますし、そういうことがないやうに地域をまざるべきだということをまず申し上げまして、例外としましてそういう場合はやむを得ないのではないかと申し上げておるわけでありませう。

○矢山有作君 それは、そんなことはありせん。例外にしたところでそういう事態が起こつたらなぞ都市計画のほうに持たせないのですか、その農民の損失を。都市計画の關係で事業がでなくなつての事業打ち切りでしょう。それで農民の損失を、あきらめなさい、知りません——そんな話はやはり農林省としてはおかしいですよ。なぜ都市計画でそれを持たせないのか。

○政府委員(中野和仁君) その場合に二つあるかと思ひます。一つはその施設としてつくりました、たとえば水路等を都市の排水路に使うということになりますれば都市側の負担にさせるといふことはできるわけでありませう。ただ個人の農地についての投資につきましてはその個人がその土地を売るといふやうな場合が起こり得ますので、それは宅地化をするわけでございますから、その場合にはその宅地の値上がりという面でカバーはされるかと思ひますけれども、いまも先ほどからも繰り返して申し上げておりますように、その投資額を国でめんどろを見るところは困難だと思ひます。

○矢山有作君 全くこれ、この問題で押し問答ばかりしているのは甚だしい話ですけれども、たとえば排水路なんかで都市計画のほうと共用部分が起こる面についてはこれは都市計画のほうで持つと、これはあたりまえの話で、そのこともどこかこの調整方針の中にありますよ。そんなことはいいです。そうでなしに、事業を打ち切られた場合のことを言つておる。そのときにあなたの場合は、そうしたら多少でも投資をして宅地に近いやうな形になつたじゃないか、売つたら宅地になつて高く売れて、それで損失を補えるじゃない

か——そんなことは私はおかしいと思ひますよ。農民はその圃場整備その他をやるのに、これは圃場整備をやれば宅地並みになつて高く売れるだらうということをやつておるのじゃないのですから。圃場整備をやつておるという農業経営にいい条件をつくり上げて生産性をあげていこう、こういうことをやつておるわけでしょう。それが途中で打ち切られてしまつて損失をこうむる場合に、これは売つたら宅地並みに売れるから、それで損は回収できるのではないかと考へ方は私は非常に農林省の考へ方としては問題があると思ひます。なぜ私は都市計画のほうにそれを負担させないか、農民の損失を。国のむだな投資についてもこれは問題ですよ、問題ですが、私はそれはしばらくおくとして、なぜ農民のその損失部分を都市計画に持たせないのですかと、こ言ひたいわけですよ。都市計画にこれは持たすべきですよ。それだけのかまへがないと都市計画がどんどん進んで農家のほうに受け身にならざるを得ない、そういう場合が起こつたならばそれは都市計画のほうに負担させるという強いかまへがあれば、多少でもこれは都市化の、市街化の進行を防ぐ障壁にはなり得るかも知れない。しかし、それすらないということになる、これは私は問題だと思ひます。農林大臣どうですか。いま聞いていただいております、これはやっぱり都市計画に負担さすべきじゃありませんか。

○國務大臣(長谷川四郎君) なかなか、いまお話を承つていてむずかしいと思ひますけれども、ただいまお話があつたやうに、これは、都市化というやつは国のほうの命令によつてこの地域を市街化する。ところが調整区域だとこれは国でやるわけではないのであつて、要は相互間においての決定をしてきたものがくるわけですから、国の命令によつて、おまえのところはこつするのだということになるやうなこともなるかも知れませんが、それけれども、その人はなるほど気の毒だと私は思ひます。しかしその人が、絶対に今後は宅地化をいたしませんと、二十年間ならば二十年間宅地

化はいたしませんというならば、その補償をする道を開かなければならぬと私はそういうふうに考えます。しかし、何年かたって再びそれをやられるということになると、宅地化のほうがよくなるから宅地化のほうに回してしまおうということになれば、それは他の部面との均衡がとれないものとなるだろうというふうに考えます。ですから、そういう何かの条件がつかなければ、その問題のなかにはできないのじゃないでしょうか。私は宅地化をいたしませんと。それだったらいままでかかっただけのものは補償しなければならぬということも出てくるだろうと思います。こういう何か条件がついたものでなければならぬだろうと、私は聞いていた範囲内においてはいまそのように考えます。

○矢山有作君 それはあとで宅地化はしませんということで、その場合には損失補償をしようというように受け取れるお話ですから、それならば局長よりは多少進んでいるわけです。しかしそれにいたしましたが、国が都市計画をやるのじゃない、やるのじゃないといって盛んにおつしやるけれども、都市計画法に基づいて都市計画をやるのでしよう。だから、私はその国に損失を補償させなさいとかあるいは地方公共団体に補償させなさいという言い方をしておらぬわけです。都市計画に負担さすべきじゃないか。こう言っているわけです。ですから、それをだれに負担させるかということは都市計画法というものの立場を踏まえて判断したらいいいので、それは国が損失を補償するようにするのか、都道府県段階でやるようにするのか、それは別です。しかし問題としては、その農民が損失を受けるが、それはそのままでしかたがないという言い方は間違いないかと言うのです。その場合にあなたが、それは宅地に売らないという条件がつけられなければ、これ幸い、事業が打ち切られた、宅地に近い状態になる、売ったほうがもうかるから売られた、これでもうけた、損失は補償してもらった——これじゃちよつとおかしい、こう大臣はおつしやるのだらうと思

います。その辺のワクをはめてもあるいはいい場合があります。合があるかもしれませんが、少なくとも全面的に損失を補償しないという考え方は間違いいじやありませんか。だから、都市計画のほうでさせたらどうですかと言っている。これは筋の通った話だと思うのですがね。

○政府委員（中野和仁君） いまの場合に、先ほど御議論がありましたように、市街化地域にするか、調整地域にするかということについては公聴会なり、その他の意見書を出すなり、そういう手続が経てきているわけでございますから、おそらく計画決定はもちろん、これは市街化区域、調整区域の決定は都道府県知事でございますから、知事が線を引くにいたしましたも、地元の意向を反映しているわけでございます。その場合に、そこはもう事業は打ち切ってもいいというつもりでそつちへ入るということにしたわけでございますから、私が先ほど申し上げておりますように、個人の土地に投資したものについて法的に補償するということは困難ではないかということを申し上げたわけでございます。ただ、どうしてもその地域は都市計画として入れたいという場合に、地元でいろんな折衝過程で、たとえその土地が市の公園になるとか何とかといった場合にはやはりその土地の買上げ等での問題の補償というものはあり得るかと思います。

○矢山有作君　まあ、いろいろとおっしゃるのですけれども、市街化区域に編入される場合に納得づくでやっているものであるからということが、一つの新しい損失を見てやらない理由として出てきたと思うのです。ところが、私は実際の都市計画の施行なんかを見ておって、関係者がだれもかれも、納得してよろしゅうございますということばかりはないだろうし、そういうふうにこまかくものを考えていきたいから、たいへんこれは技術的にこまかい問題に立ち入らにやらぬから、これを包括して、そういう場合に損失の補償をどうするのですかという言い方をしたのですがね。私はやはりその場合にはこまかい内部に立ち入っての

話は、その場合場合というものがあつたしょうからそれは別といたしまして、損失の補償をするということとは、私は一つの原則的な考え方としてあつてもいいのじゃないか。特に農林大臣がおつしやつたように、農地として保有し、農業を継続するということになるのならば、都市計画のほうからその損失の補償を出させてもいい。こういうことでいかれるのならば、私はそれなりに納得できるわけです。そうなされるかと、それならばそれなりでよろしい。

○國務大臣(長谷川四郎君) その点は、線につきましては、私もまあ責任を持って言いましようか。都市化を市街化区域におきまして、もしそういう事態が起きたときには、これが二十九年ならば二十九年は宅地化をいたしませんというのならば、何とかその点についての考え方はあらためて申し上げても差しつかえないと思います。

○矢山有作君　また、二十年だというような話が出てくると、これはまた妙な話になるので、大体調整区域ということ自体は五年目ごとにとどうなるかわからんようなところでしょう。だから、二十年などというようなお話を夢みたいな話では、それは筋通らないですよ。市街化調整区域ですら五年ごとに動いていくのですから。だから、そこで数字をあげて言われるべきじゃないのじゃないですか。要するに農地として保有し、農業を継続するということ実態があるならば、これは少なくとも都市計画側で見ると、こうおっしゃるべきじゃないですか。どうなんです。

○國務大臣(長谷川四郎君) まあ五年という話にはまいらないでしょうけれども、また、二十年間というのもちよつと……(笑聲)と思います。しかし、その辺はひとつ相談をしておく必要があると思います。私はそう考えます。ですから、ここで、その年限は幾年とおきめにならなくて、近いうちに、ほんの近いうちによく相談して、御返答申し上げます。

○矢山有作君　ただ私は、原則的には補償するとの立場を踏まえて、具体的な問題にあたって

は、そのとき、そのときで、私は適正処理の方法があらうと思います。だからその点は、私は原則さえ承認していただけば、あとの運用は実態に即してやればいいと思いますね。それで、私は納得いたします。原則を承認して、私の言うように、都市計画の側で損失は補償するという原則に立つて、具体的な運用にあたっては適正を期していくということでした。了解してよろしいか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 原則はまさにそのとおりでよろしいのでございますけれども、それにはやはり一つのワクがありますから、そのワク内においてのワクだけは設けることを御了承賜わりたい、したがって、近いうちにそれらの協議をして御返答申し上げます。

○矢山有作君 中村さんの関連質問があります
が、これ言いかけたことですから、これだけ済ませ
てから……。その場合補助金等の返還の問題はど
う処理されますか、これは今度新しく四十四年
度から新規着工が、土地改良事業等について農地
に適用された場合の補助金返還の通達が出ておる
ようですけれども、これとの関連についての具体
的な扱いはどうなるのですか。

○政府委員(中野和仁君) ただいま御指摘のとおりことしの五月に、これは市街化区域、調整区域との関連のみではございませんけれども、農林省のほうとしまして、都道府県、団体営事業に対して補助金を出して事業をやっているわけでございますが、その中になんか農地転用が出てきております。それは、先ほどからの御議論との関連もござ

いますけれども、投資のむだであるということから、何回か会計検査院なりその他のからの御指摘もありますし、国会にもその意味のことが報告されて、適正な措置をとれという観点から、今回こういう措置をとることになったわけでございます。

そこでやはりこの場合の対象事業といたしまして、たとえば農道のような事業からは補助金の返還は求めませんけれども、面の事業、線の事業に分けてものを考えて見て、面の事業は個人の農地

について相当な投資が行なわれているわけであり
ます。それを転用して宅地化をするということ
でございますので、農地としての効用を全く発揮
しない。そこで補助金としての効果も全くむだで
あるという考えから、面の事業につきましては
大体一件十アール、ですから三百坪以上の一件当
たりの転用につきましては、その面積割りの補助
金の返還を求める、それから線の事業につきま
してはこれは用水路等の建設によって水を引
ばつてくる、受益者がいろいろございますので、
その個人の土地というよりももう少し薄いとい
ふようなことも考えまして、大体受益地の十分の一
以上が一度に転用になった場合は補助金の返還を
求めるというふうな措置をとることにしておるわ
けでございます。

○矢山有作君 事業打ち切りをやつてすぐ宅地に
転用したというときに補助金を返せというの
は、これは一理あるかもしれませんが、また私は問題
があると思ひます。しかし事業打ち切りをやつ
た、先ほど申しましたように、やはり農業は、事
業の打ち切られたことについてはあきらめて、依
然としてその農地で農業は継続していくのだと、
こういう場合に補助金も返せとかこういうこと
になるんですか。宅地に転用していく場合は、そ
れはそれなりで私はとやかく言いません、言わ
んでおきましよう。農業を継続する場合、やつぱり補
助金を返さるのですか。

○政府委員(中野和仁君) 農業を継続していく場
合には、それはさっきの話の続きになりますけれ
ども、調整区域に入るつもりでございますから、そ
ういふ問題はまず起きないはずでございます。

それから、ただいまの補助金返還の問題につ
きまして、土地収用等の、公共用にその土地を提
供するといった場合には、補助金の返還を求めない
という措置もあわせて講ずることになっておりま
すので、具体的に転用なり何なりの問題が起こ
つてきました場合にはやはり農地としての利用を
いたしませんから、そういうことにしたわけござ

います。その場合は、単に市街化区域に入ったか
らといって返還を求めるのではなくて、具体的
な転用の事実をつかまえて返還を求めるというこ
とでございますから、先ほどの場合のように、市街
化区域に入ったからといって返還を求める
というわけではございません。

○矢山有作君 どうも話が食い違ふような、食
違ふような方向に持たれておられる。私は転用され
た場合を言っているのではない。転用された場合
には、通達によると補助金を返還させるというこ
とになっておるようですが、この措置自体にも問
題があると思ふのです、異論はあるんです。し
かしながらそれはそれとして、転用された場合に
補助金返還ということとは別として、私がいま言
っている事態が、あなたは起こらん起こらんとお
っしゃるけれども、起こることが万々一にもあると
いうことが予想されているから、わざわざ調整方
針の中に入れておられるのですから、それを踏ま
えての私は議論です。起こらぬのなら起こらぬで
これは全部削つてしまえばいい。入つておる以上
は、万一起るかもしれないから、起こつたとき
を想定して入つておる。その場合に、事業打ち切
りになった農地の転用はやらないと、その場合に
補助金をなお返すという話も、これもまた農民の
責任でないのに事業打ち切りになった場合に補助
金を返さるというのはおかしいじゃないかと
言っているのです。議論がぶつかるといふこと
でございます。

○政府委員(中野和仁君) あるとお答えいたしま
したの、具体的な転用行為がない間は補助金の
返還を求めませんというのをいま申し上げたわ
けでございます。御了承いただきたいと思ひま
す。

○矢山有作君 そういうふうに簡単に言つていた
だけば私も非常にわかりやすいのです。前が長い
ものですからどこでどうなつたかわからなくな
る。関連質問があるそうですから、どうぞ。

○中村波男君 ちょっと出向いておりましたから
すでに質問があつたかも知れませんが、調整措置

の方針の第1の「市街化区域に関する都市計画と
農林漁業に関する土地利用の調整措置」の1の
(2)ですが、要約しますと、土地盤整備事業が完
了したという、その完了というの、どの時点、
どの形態を完了したというのか、この点をちよ
と明らかにしておきたいと思ふのです。

○政府委員(中野和仁君) 土地改良事業の場合に
は、完了につきましては公告をいたしますのでそ
の時期というふうにお考えいただいてよろしいか
と思ひます。

○中村波男君 土地改良法によつて事業が完了し
まして、本換地が終わりまして事業終了報告を出
したのが完了だと――念のために申し上げます
が、登記等には関係なく公告を出したのが完了だ
と、こういうことですか。

○政府委員(中野和仁君) 登記の問題も換地処分
の場合に急いでやるべきだと私も思ひますけれど
も、実態は必ずしもすぐやれない場合もございま
すので、その登記が終わるまで完了しないとい
ふふうに考えるのはいかかと思ひますので、やは
り土地改良事業として完了報告をいたしました時
期というふうにお考えいただいたほうがいいと思
ひます。

○中村波男君 それにまた関連をいたしまして、
2の(2)にあります問題はひつかつてくると思
ふのです。と申しますのは、各地域で行なつてお
ります土地区画整理事業等についてはいわゆる事務
的に五年、七年とおかれておられて、実際には
工事は完了をし、本換地は終わつておりますけれ
ども、事業完了公告というものが出されておら
ない地域というものが私の知つた範囲では相当あ
ると思ふのです。したがつて農林省として全国に
こういう地域がどれくらいあるかわかつていら
っしゃるならば参考までにこの機会に御報告をいた
だきたいと思ふわけです。そうしますとこの「次
に掲げる農林漁業関係施設対象農用地」というの
は、事業が完了をしておられない、したがつて、も
とに戻りまして、1の(2)にいきまして、「施行以
後に着手した地区内の農用地のうち当該事業が完

了した年度の翌年度から起算して八年を経過して
いない地区内の農用地。」というの、その区域
に入れているいけないという規定があるわけであ
る、これは昭和四十三年法律第百号という法律施
行以後ということになつておるんでありますから、
この点ははっきりいたしておるんですが、事実
上三年も五年も前に工事は完了しておるけれど
も、さつき局長の指摘をされた事業報告が完了し
ておらないというの、もちろんこの該当には入
らないということになるわけですが、そういう点か
らいいまして、どういふふうなこれを措置される
かということについて、純事務的な問題でありま
すけれども、はっきりしておいたほうがよろし
いのではないかと考えておるわけです。

○政府委員(中野和仁君) いま御指摘のように、
圃場整備をやりました換地処分がかなりおくれ
ておるわけですが、数年来それを促進するために相
当な予算措置も講じておるわけでございます。確
かに御指摘のように工事だけ完了してしまつてな
かなか換地処分をやらないうちでやつておるものも相当面積
ございます。いま私たちが正確な数字を記憶し
ておりませんが、相当な面積がございま
す。そこでこの解釈ということになりますと、確
かにこの間ギャップは出てまいります。形式的
にはそれが事業実施中ということになるかもしれ
ません。しかし工事として済んでおるといふ分が
ございまして、この実施中とそれから完了との間
の調整をもう少し考えさせていただきまして正式
の通達を出すまではその辺をわかりやすく受け
取られるような措置を考えたいと思ひます。

○中村波男君 まあ老練心ながら申し上げてお
きますが、具体的にはすでに繰引き作業まで始ま
つておるわけですから、したがつてはつきりとした
運用方針をお示しになりませんと、その県またそ
の市の解釈によつていろいろ繰引きを行ないます
と、問題をあとに残しますから、この点ひとつ早
急に詰めていただいて、具体的に取り扱いにつ
いてのいわゆる通達といふもの、指導をされる必
要があるのじゃないか、またこれをはつきりしま

せんとたいへんなことになるのじゃないかと思いましたが、関連して質問したわけです。

○矢山有作君 もう一つ、いまに似たようなのでお伺いいたします。その調整方針の第2の1の(3)の「共同利用施設の設置事業」、そのイですね。イの場合、「ア以外の共同利用施設設置事業」といっておりますが、これは「集出荷、加工用施設等の広域的共同利用施設の設置事業以外の共同利用施設設置事業」のことだと思えますが、これについては「事業の効用が長期にわたるものについて、受益地の全部または大部分が市街化区域に含められる場合は事業を廃止する」と、こういったお話をしておりますが、これが万々一起くるかもしれないと思つて、こういう調整方針というものを思つておられると思うのですが、この事業が廃止された場合、これは共同施設をつくりかけてかなり公私ともに投資をした、それが廃止になつてしまつて立ちぐされになつた、こういう場合だろふと思つて、その場合の処理ですね、これも私は先ほど申し上げたものと同じように問題になると思つて、農民が負担したものの、それが投資のしつぱになつて損害を受けた、損害はそのままだということなのか、それともこれについては先ほど言いましたように都市計画事業の影響でこういうことが起こるのですから都市計画側にその損失の問題については解決するようにさせるのか、そこらの問題が私は同じようにやはりひつかかってくると思つて、それと同時にこれに入れておる補助金の問題も同様に出るのではないかと思つて、もっとも共同利用施設についての補助金の返還ということが農林省で行なわれておるのか、行なわれておらないのか、それは承知いたしません、補助金の問題を含めて、その場合はどう処理になりますか。

○政府委員(中野和仁君) この問題は太筋におきましては先ほど御議論のあった問題と同じように考えますので、先ほど大臣が御答弁になりましたように、早急にその補償的措置といましよう

か、その問題を検討させていただきたいと思つて、

○矢山有作君 こういう問題をこの調整方針に基づいてことまかく拾ひ上げていくと、いろいろな問題が具体的に現れてくるわけなんです。したがつて私は、この調整方針として出されておるけれども、それは大ワクのものであつて、具体的な処理にあつてはどうかというところは、おそろくいま御答弁なさつたようにみな未解決だろふと思つて、ですからこれはやはり事業が施行の段階、都市計画が実施された、さらにまたこうした事業が行なわれたというものがぶつかると必ずこの問題の解決を迫られてくる問題です。ですから、私は具体的ななそういう方面にわたつてどう解決するかというところを個々に検討しておいていただくかぬと問題が起ると思つて、これを一々取り上げていくと幾らでも出てきてもう際限がありまけんから、一、二の例として申し上げるので、それに対する解決の具体的な方針というものはぜひともこれは早急に確立をするようににかつていただきたい、このことを特に要望いたしておきます。要望というのか、これは農林省がやらなければならぬことです。やらぬことには問題の解決ができませんよ。特にこの点お願いしておきます。

ここで一応農林省、建設省への話は途中でやめておきまして、自治省のほうからの話を承つて質問させていただきますと思つて、

○委員長(任田新治君) 自治省降矢税務局長から答弁を求めます。

○政府委員(降矢敬義君) 先ほどの委員会における課長の発言でございますが、森委員の御質問に對しまして山下課長は市街地の価格、農地の評価につきましましてこのように答弁しております。「ただいま問題になつております都市近郊の農地、あるいは都市の中心部の農地の評価をどうするかというところについては、いろいろの意見があるわけございまして、現在は現況によつて農地は農地として評価をいたしておりますけれども、周辺が

すっかり都市化されてきているというやうな状態になつてきた場合の農地については、宅地並みの評価をすべきではないかという意見もございまして、こうした点につきましまして税制調査会でも審議をいたしておりますし、私どもとしても、周辺がすっかり市街化され、都市施設が整備されているやうな状態になつてきた場合の農地につきましましては、いろいろの意見もあることでもございまして、今後その取り扱いについて、評価の問題として検討しなければならぬというふうに考えております。」というふうに答えております。

それで先ほどの矢山委員の御質問の点でございますが、私の意見を述べるといふことでございまして、私はいま税制調査会の意見もあることでもございまして、私としては事務的に御指摘のやうな問題について検討したいという考えを持っております。

○矢山有作君 これは森さんがおられれば森さんが自分が御質問になつて答弁をもらつていただから一番よくわかるのですが、たまたまおられませんから私のほうで関係のところの会議録をちよつと出してもらつて見ていただくのですが、森さんの質問として「今後税制調査会で農地の評価に關しまして新しい方針がきまりまして、それがまた国会等で論議の結果、承認されるという事態が発生しない限り現行の評価を継続する、こう理解していいですね。」という質問です。それに対して山下説明員のほうから「新しく評価を行ないます場合に、いま御指摘のやうな新しい方針が出ない限り、現在のところ据え置きはやるという考えはございせん。」、こうなつております。

○政府委員(降矢敬義君) ただいまお説みになりましたところは、御質問は、三十八年度の税負担の特例措置についてそのまゝ維持継続されるものかどうかという御質問が森先生からございまして、それに対して山下君が答えておりました、さらにお説みになりましたように、この当時、四十三年でございまして、法律としては当分の間、三十八年度の税負担に据え置くということになつておりますので、したがつてその新しい事態——国会における御議論、新しい方針、こういうものによつて新しい事態が発生しない限りは、当分の間というのは法律に書いてあることでございまして、そういうふうなことは当然やるべきことではないというふうな答えておりました、なおかつ、いま先ほど説きましたように、先ほどから御指摘の都市の農地についての負担の問題については、すっかり宅地化されておるやうなところについてはいろいろの考え方もあるもので、検討してみたいという答弁になつております。

○矢山有作君 いまおっしゃつた森さんと山下さんの質疑の中で、評価の問題と税額の問題と多少こんがらがつておるやうな面があるやうな気がいたします。しかしそれは、質問者がおいでになりませんから、おそろく質問者の立場としても今後明らかにされるだらうと思つて、それはそれとして、私のほうの質問を続けさせていただきます。

私はその、市街化区域内で、市街地として都市施設が整備された地域における農地山林といひましても、一、二具体的な判定をどうやるかということになると、これはたいへんだと思つて、これはこれこそ、そういうやうなたいへんな仕事、これは的確にこれをやるやうなことを、とてもじゃないがむずかしいと思つて、そんなことをやるよりも、転用届けがあるかどうかというのはいさぎよくあるんですからね。だから、農地の転用届けがあるまでは農地として評価するといふことでやつたほうが、これは課税をやつていくほうの側としても事務的によっぽどこれは筋も立つし、やりやすいんじゃないですか。何もことさら、農地として持つて農業をやるやうな者に対して、これを市街化の進展の度合いでどうだこうだといふやうな立場をおとりになることが私はおかしいと思つて、だからむしろ、その農地の転用届けのあるまでは農地として評価するといふことで割り切つてはどうなんですか。どうせあなたが原案つくるんですよ。まあ税制調査会はいろいろ言つて

これからお伺いする問題は、この間中村委員が取り上げられた問題と多少重複するくらいがあるのですけれども、ちょっとはつきりさしておきたいと思う点がありますのでお伺いするわけです。それは生活再建のための措置について都市計画法の七十四条で施行者に申し出る。で、施行者が事情の許す限りは措置を講ずるようにつとめる、こういうことになっておりますね。ところが、建設省の「新・都市計画法の施行について」という資料を見ますと、「農林省では個別の農地の交換、離農転職のあつせんを市町村農業委員会の業務として行なわせる方針である」、こういうふうになさ

れておるのです。一体これはだれが責任を持ってやるのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 都市計画事業で土地を失う人に対しては、施行者が法律に掲げてございいますような生活再建措置を講ずるわけでございしますが、通達にありましますのは、市街化区域に編入された場合に、残っている農民の方が別のところに、市街化区域以外に農地を得たいというような場合のあつせんの問題かと思ひます。

○矢山有作君 それじゃ、こう解釈していいのですか。開発行為の施行の段階に入つたときに、施行者が生活再建の措置を講ずる、これが法文の七十四条に規定してあるものだ。それから同じ建設省の「都市計画法の施行について」という文書は、施行の段階には入っていない市街化区域に含まれた。そこで農地を失うことになる農家に対する……こういふふうな、これはちょっと私おかし

いと思うのですけれども、市街化区域に含まれることだけで、農地を失うことにはならぬと思ふのです。これは農林省にも関係があるのです。ね。一体農林省は農業委員会に対して、この建設省の文書がいつておるやうに、農地の交換、離農転職のあつせんをやらせることになるのか、建設省が施行者にやらせるというのはいくどいふ条件のときに施行者にやらせるのか、これは法文上はつきりしておることで……

○政府委員(竹内藤男君) 都市計画事業といひますのは、第四条に定義がございまして、都市計画施設の整備に関する事業でございまして、都市計画第一項各号に掲げる施設、すなわち都市施設——道路、公園、河川、あるいはその他の公共施設の整備のものをやる事業を都市計画施設と申しております。それを行ないます事業と市街地開発事業、つまり区画整理事業、あるいは新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業といったような面的開発事業を市街地開発事業と言つておりました。したがって、公共施設の整備と面的開発事業の整備を行ないます際に、その事業によって土地を失う者に対する措置でございまして、したがって

施行者がその場合はつきりいたしておるわけでございまして。

それから先ほど通達のありましたのは、むしろ農林省から答え願つたほうがいいと思ひますが、これは市街化区域に入つて十年間に市街化されるという見通しがあるわけでございまして、その間に待てないから農地をほかに求めたいという方が出てきます。そういう場合の措置、具体的に市街化区域に入つたから直ちに土地を失うわけではございませぬけれども、そういう場合の措置、こういふうぐあいには私は了解しておるわけでござい

ます。

○政府委員(中野和仁君) 農林省のほうで、都市近郊の対策としていろいろ考えました中で、今回四十四年度の予算で都市近郊地域農地対策事業費というのを計上しておるわけでございまして。その趣旨とすると、市街化区域、調整区域を分けるという問題から問題が始まりますので、その場合に農業委員会を中心といたしまして、市町村間農協なり、あるいは土地改良区と連絡協議を開かせるというふうな経費、それからそれをブロック段階におろして、いろいろ啓蒙宣伝といひますか、啓蒙いたします経費ということ、それから線引きがされましたと、市街化区域ということになつてまいりますと、直ちに先生おっしゃいましたように、それが、農地が農地でなくなるわけではもちろんございませぬで、いずれその中では市街化区域から外に出て農業をやりたいという農家も出てまいります。そこで農業委員会におきましてアンケート調査等をやらせまして、農家の希望を聞く、そして中には外に出て農業をやりたいという農家に対しては農地の取得につきまして、あつせんを考えたかどうかというところで市街化区域がでますことに対応しまして都市近郊の農地対策として考えておるわけでございまして。

○理事高橋雄之助君退席、委員長着席

○矢山有作君 まあ農林省が、農地の交換、離農転職のあつせんを農業委員会にまかせてしまった

と言われる。これはもう責任転嫁もはなはだしいので、農業委員会でもその農地の交換くらいはそれは考えられるかもしれないが、離農転職のあつせんまでできるなんというのはいささか考えられんじやないか、そういうふうな生活再建の措置について、農林省が全くはおかたりにして、農業委員会に責任を転嫁したという点については、私も納得できませんし、これは一昨日でしたか、中村委員の質問の中で私も申し上げたところ

で、それからまた、建設省のほうでは、施行者に対して、この生活再建の措置をまかすということになつておりますが、施行者は、市町村長であり、知事であり、国の機関、さらに民間事業者が入る場合がある。この民間事業者等に、生活再建の措置をまかせると言つたところで、そんなことを民間事業者がどの程度やるかはききわめて疑問だし、法の規定自体が注意規定にしかすぎないというところ、私はこの間申し上げたところ。それに

対してこの問題については、建設省としても農林省としても、農業委員会に責任を転嫁したり、民間施行業者等に転嫁するといふ形でなしに、問題を処理していこうという決意の表明がありましたから、私はこれ以上申し上げませんけれども、この点は、特に生活再建の措置というものは、農地を失う農民にとっては大問題なんです。よそに責任を転嫁して知らぬ顔の半兵衛をきめ込むのではなしに、これはやはり十分責任をもって対処していただきたいと思ひます。

それから、都市用排水の農林漁業との競合、農業用水の汚染等周辺の農林漁業に及ぼす影響に、市街化区域に関する都市計画がこれと一体的総合的に定められる都市計画が、これと都市計画等と相俟つて被害防止に必要な配慮が十分なされているかをどうかを調整するとともに、かかる都市施設の整備に関する都市計画等の実施時期と当該区域における市街化の進展との関連で農林漁業に被害を与える場合における適正

な措置についても十分調整を行なうものとする。というふうな調整方針に記載されております。私はこの文書を何べんか読み直してみたいのですが、一体これは具体的にどういふことを言っているのだからかというところがはつきりしないのです。そこで、具体的にどういふことを言つておるのかというのをひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 市街化区域になりますと、従来ありました用排水路等が都市排水にも使われるという問題が出てまいりますので、地域地域の実情に応じて、用排水路の使い方と都市排水路との使い方を具体的に調整しなければならぬというふうなことを考へておりますので、こういふうな文章にしてあるわけでございまして、これは具体的に地城地域に当てはめまして、都市施設が一方的に農業用排水路をつぶしてしまふということがないやうに、両者の調整をとりたいという趣旨でございまして。

○矢山有作君 したがって、そういうことで被害が起つた場合に適正な措置についても十分調整を行なうといふのですが、被害が発生して十分調整を行なう、適正な措置について十分調整を行なう、これはどういふことなんでしょうか、具体的に、そういう場合には被害を受けたものに対しては、補償措置といふものはとられるという意味を含んでおるのですか。

○政府委員(中野和仁君) 農業用排水路を都市排水に使うといふことになれば、当然被害を受けるわけでございますから、その都市施設をつくり出す町村なり何なりが土地改良区に補償的な意味で原状回復をいたしますか、あるいはできない場合には何らかの金銭的な補償をするという措置を当然含んでおるわけでございまして。

○矢山有作君 そこでもう一つ伺いたいのは、今度の場合、農地の転用が届け出制になりましたね。転用許可制が届け出制になると、従来は転用許可願を出した場合には、その中で周囲の農地に對する被害防除の方策等を記載させて、これを農

林省が、農地の交換、離農転職のあつせんを農業委員会にまかせてしまった

と言われる。これはもう責任転嫁もはなはだしいので、農業委員会でもその農地の交換くらいはそれは考えられるかもしれないが、離農転職のあつせんまでできるなんというのはいささか考えられんじやないか、そういうふうな生活再建の措置について、農林省が全くはおかたりにして、農業委員会に責任を転嫁したという点については、私も納得できませんし、これは一昨日でしたか、中村委員の質問の中で私も申し上げたところ

で、それからまた、建設省のほうでは、施行者に対して、この生活再建の措置をまかすということになつておりますが、施行者は、市町村長であり、知事であり、国の機関、さらに民間事業者が入る場合がある。この民間事業者等に、生活再建の措置をまかせると言つたところで、そんなことを民間事業者がどの程度やるかはききわめて疑問だし、法の規定自体が注意規定にしかすぎないというところ、私はこの間申し上げたところ。それに

対してこの問題については、建設省としても農林省としても、農業委員会に責任を転嫁したり、民間施行業者等に転嫁するといふ形でなしに、問題を処理していこうという決意の表明がありましたから、私はこれ以上申し上げませんけれども、この点は、特に生活再建の措置というものは、農地を失う農民にとっては大問題なんです。よそに責任を転嫁して知らぬ顔の半兵衛をきめ込むのではなしに、これはやはり十分責任をもって対処していただきたいと思ひます。

業委員会がちゃんと審査すると、こういうふうになつておつたと思ひますね。ところが、今度は転用が届け出制になつて許可制でない。そこでこういうふうな周囲の農地に対する被害防除策を記載させるとか何とかというふうなことは、実際行なえなくなるだらうと思ひますが、被害防除のため最小限度のあり方としても、転用許可制度の下で、転用許可申請者に対してやつておつたと同じように転用届出の際に被害防除策というものを記載させて、農業委員会がその実施状況をちゃんと点検すると、こういうふうな形にしたらと思うのですけれども、この点はどうお考えでしょう。

○政府委員(中野和仁君) 現在の転用許可制度におきまして、農業委員会を経由して知事なり農林大臣が許可をいたします場合に、その辺の配慮を払つておつたわけでございます。今回届け出制になりますけれども、今後の扱いをいたしまして農業委員会を経由して知事に届け出をするということにしております。したがって、農業委員会といたしまして、どういふところが転用されるかといふことは承知できますから、その機会にそういうことのないような指導と申しましようか、そういうことをやらせる必要があるといふふうに考えますので、行政指導としてそういうことをやらせる方向で指導をいたしたいと考えております。

○矢山有作君 最後にもう一つ。これは建設省のほうですが、都市計画法の七十五条で、「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」ことになっております。これも私は実際の運営に入つていふ場合には非常にむづかしい面が出てくると思ひますが、この利益を受ける限度というものの判定が第一むづかしい。さらに負担金を徴収される者の範囲や徴収方法、こういったこともいろいろあると思うのですけれども、こ

れらは政令——この分は政令、条例の規定事項のようにですが、そうすると具体的にどういったことを考えておられるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(竹内藤男君) この規定は、大体似たような規定が旧法にもあつたわけでございます。それに基きまして現在受益者負担金を取つておりますものは、公共下水道の場合には、公共下水道を敷設いたします地区の負担区というものを分けまして、そうしておおむね五年ぐらいて枝管まで敷設するという場合に、その負担区の中の所有権者なり借地権者に事業費の一部を負担させているわけです。その場合に、負担方法はおおむね五年ぐらゐの延納というものを認めて、五年ぐらゐの割賦分納を認めております。そういう形で現在公共下水道につきましては公共下水道の敷設によりまして土地の所有者なり権利者が受益をするという観点に着目いたしまして受益者負担金を取つております。ただ、道路等の場合におきましては、最近道路が通るといふことが必ずしも沿道の利益にならないといふようなこともございまして、先生おっしゃいますように、なかなか利益を受ける限度の判定がむづかしいといふことで、現在この受益者負担金という制度によつて地元の権利者に負担金を課しているといふことはございせん。舗装等を一部商店街に持たせるといふことを任意の方法でやっているものはございせんけれども、ただいまやっておりますものは下水道でございます。下水道のやり方はただいま申し上げたような方法でやっているわけでございます。

○矢山有作君 いまのお話を聞いておりますと、この受益者負担の制度が拡大されていくような心配もあまりないような受け取りをしていくわけですが、この受益者負担の範囲が大きく広げられていくといふと、これも農民にとっては非常な負担になるわけですが、したがつて、その点についてはあまり適用の範囲を広げないように特に私どもとしては要望しておきたいと思ひます。

整区域の問題、都市とあるいは農村の接点の問題の調整をどうするか、いろいろやつていけばこれは切りのない話で、たくさん解明されない問題も残つていると思ひます。しかしながら、いずれにいたしましても、この都市計画法の施行に伴つて農民に非常に大きな混乱が起こつておるといふことは事実であります。またこの都市計画法の運用が一步誤るならば私は農業と農民に対しては非常な悪影響があるといふふうに判断をいたしますし、それを最小限度にとどめていこうという受け身の立場から農業地域整備法案というものが提案されたと理解しておるのですが、そういう受け身の立場だけでは、いまの激しい都市化攻勢の中で、農業と農民を守り抜くことは私は不可能だらうと思ひます。そういう点では農林省としてはより前向きな姿勢で日本経済全体の中における農業の位置づけといふものを明確にされて、そして農業の振興を積極的にはかつていく、そして農民生活を安定させていくといふ点を重視されて今後この両法案の運用に当たつていただきたいといふことを最後につけ加えて、私の質問は終わらしていただきます。

○委員長(任田新治君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

矢山君から委員長の手元に修正案が提出されております。本修正の御意見は討論中にお述べを願ひます。

なお、御意見のおありの方は、原案並びに修正案に対する賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○矢山有作君 私は自由民主党、日本社会党、公明党及び民主社会党の四党共同提出による、農業振興地域の整備計画の作成及びその達成のために必要な国及び地方公共団体の援助の内容をさらに強化するとともに、都市計画法の施行期日との関連で附則第一項ただし書きの規定を削除する等の次の修正案を提案し、修正部分を除く原案に賛成するものであります。

農業振興地域の整備に関する法律案に対する修正案

農業振興地域の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

第六条第三項中「(昭和四十三年法律第 号)」を「(昭和四十三年法律第百号)」に改める。

第二十條中「資金の融通のあつせん」の下に「経費の補助」を加える。

附則第一項ただし書きを削る。

ここで私は日本社会党の立場から、第二十條の援助に関する規定に、「経費の補助」という字句を加えた趣旨について、若干の意見を述べておきたいと思ひます。

当委員会の質疑応答を通じて明らかになつておりますように、都市計画法がすでに施行され、新しい都市計画を作成するための作業が着々進められておまして、このため、都市近郊地帯では、いわゆる線引きの問題を通じて、都市近郊農業がいかにあるべきかという問題にいやおうなしに直面しております。

都市化につきましては、農業は終始受け身の立場に置かれ、きわめて深刻な影響を受けているのでありますから、これを十分に補強する政策が必要であります。

ところが、農業振興地域の整備に関する法律案と都市計画法とを比べてみますと、農振法案が単なる計画法であるのに対して、都市計法は、計画法であるとともに、事業法であり規制法であるといふ性格をあわせ持つていふのでありまして、国の補助につきましても明文化されていふのであります。

全国総都市化ともいわれていふ今日、私はこれに対応して、土地利用の高率化をはかり、農業及び農民を守つていくには、国及び地方公共団体が農業振興地域の整備計画の達成に必要な経費を補助するという積極的な姿勢を法文上明らかにする

第三一

ことがどうしても必要であると考えるのであります。これがこの修正を加えたいとする理由であります。

言うまでもなく、単に法文を強化するだけでは無意味であります。政府は、この修正を行ないたいとする意図を十分理解されて、本法の積極的な運用をはかり、整備計画のすみやかな達成を期することを強く希望いたします。

以上であります。

○河田賢二君 私は日本共産党を代表して、ただいま提案されております農業振興地域の整備に関する法律案に対する修正案及び原案に反対の意思を表明します。

反対理由の第一は、本法案が真に日本の農業と農民の経営、生活を守り、発展させる積極的な立場から立案されたものでなく、都市近郊農業をはじめ、日本農業に重大な打撃をもたらすところの新全国総合開発計画構想の実現の手段としての都市計画法に全く従属するものとなっていることとあります。

すなわち、新都市計画法は周知のとおり、当面は全国の都市計画区域千三百五十市町村のうち、首都、中部、近畿圏と新産都市整備特別地域及び人口十以上の都市に限って市街化区域と市街化調整区域に分け、続いて次第に小都市、町村に及ぼそうとするものであります。これによって市街化区域と工業整備区域では独占資本、大資本は要する農地の収奪を容易にすることができ、他方農民の多くは、農業投資の対象からはずされ、農地転用許可の免除、農地の宅地並み評価課税、都市計画税、開発費負担など、税の増徴を通じて農業からの離脱を強要され、農民生活の基礎が破壊されるのであります。

本法案は、このような新都市計画法の優位を認め、五年ごとに市街化区域を拡大し、農地の縮小をもたすことができ、農業振興の美名と農用土地の保全を看板に掲げながら、独占資本、大資本の利益を守り、農民に犠牲を強いる結果を招くものであります。

第二に、本法案は、知事が農業振興地域を指定して、市町村が地域の整備計画を立て、農用地を保全し、あるいは造成することが中心となつています。今日の農地の虫食い状態を招いたものは、経済成長政策のもとで安価な土地、安価な労働力を求める企業の進出という事情があるにせよ、各市町村長、農業委員会、府県知事、さらに農林大臣が責任を持って農業の発展をはかる意思があるならば、自然とした態度で農地の転用を禁じ、秩序立った農地の保全と農用地の高率的使用ができていたはずであります。この現在までの誤りを認め、現在の諸法律を活用することによって、農用地の保全をはかることも可能であります。

しかるに本法案は、審議の過程で再三明らかにされたように、農業振興地域の指定に五年も要し、かつ地域指定を受けても、この法案は直接の予算措置をとらなくて、宣言的なものであります。政府は農業振興地域に重点的な農業施策と資金の投入を言明していますが、農民の要求する農業振興を具体的に保障しない、実効性のないものとならざるを得ません。

また、振興地域と、これから疎外される地域の境界、また同一地域内でも農用地区域の境界をはさんで農業施策上の差別を生み、農政の対象からはずされた大多数の農民は農業基盤を失い、農業上の過疎問題を一そう深刻なものにしていきます。

第三の反対理由は、農業振興整備計画なるものが市町村単位で、農地利用計画として若干の農業関係団体の意見を聞き、立案されるものであるが、地方自治体、農業団体にはその運営上非民主的なものが少なからず存在しています。したがって、本法案実施は上からの決定であつて、農民大多数がみずから参加して自主的に決定するという民主主義の原則が無視されています。総合農政の構想さえ具体化せず、食糧制度の改廃、農産物の価格支持制度の後退、残存農産物輸入政策の進行の中で、営農と生活を保障されない場合、個々の農民が作物の転換をはかり、収益をあげるのは当然

のことであります。この法案は用途の規制をもつてかかる農民の営農上の自由や、農用地転用の制限によって、著しく固有の権利を制限するものであります。この趣旨に反れば、農地保有の合理化、土地に関する権利の取得の円滑化の名のもとに、上からの半ば押しつけによって農民から土地を手放さすことになり、当事者同士の公正な話し合いを基礎としない、一方的な零細農民の離農の上に自主農家が築かれていくものであります。

以上の理由からわが党は修正案及び原案に対して反対の態度を表明するものであります。

○委員長(任田新治君) 他に御発言はございませんか。——他に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認めます。それではこれより農業振興地域の整備に関する法律案について採決に入ります。

まず、討論中にありました矢山君提出の修正案を問題に供します。矢山君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 多数と認めます。よつて、矢山君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は多数をもって可決されました。

以上の結果、本案は、多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

高橋君から発言を求められておりますのでこれを許します。高橋君。

○高橋雄之助君 この際、私から、自民、社会、公明、民社各党の皆さんの御賛成をいただきまして、農業振興地域の整備に関する法律案に対する

附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

「農業振興地域の整備に関する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたっては、左記事項に留意して、その運用の適正を期すべきである。

記

一、本制度の適正な適用に資する指針として、全国的な農業の立地・長期見通し等に即した農業生産の地域分担のあり方、およびその整備開発方針を明らかにし、農業振興地域の指定およびその整備計画策定にあたっては、農業委員会の機能を活用するとともに、農業者および農業団体の意向を十分反映せしめること。また、優良農用地の確保、農業上の利用を相当とする未利用地と水資源の積極的な活用を図ること。

二、指定地域に対しては、国の農業施策を優先的・総合的に集中実施するよう努めるとともに、とくに農業の近代化、機械化に即応する生産基盤の整備を一段と促進するため、これに対する国の高率補助等助成措置の充実を図るよう努力すること。

三、本制度の運用にあたっては、都市計画やいわゆる工場適地調査団地など他制度との調整を配慮し、とくに都市計画における市街化区域と市街化調整区域との関係、並びにこれらと農業振興地域との関係を明らかにし、都市近郊農業の役割を適正に評価して、これに基づく調整方針を樹立し、もって農用地の保全・利用に支障なくならしめるとともに、地価対策についても遺憾なきを期すること。

四、本制度の総合的な性格にかんがみ、制度の推進体制の整備およびその予算措置等につきその実効を確保するよう特段の努力をすること。

五、農村における生活環境の整備の立遅れが顕著となっていることにかんがみ、国の関係行

政機関は相互の連けいを強化して、農村における道路、通信、住宅、保健衛生施設等の生活環境施設の整備の促進に努めること。

六、土地利用の効率化と農業の健全な発展を図るよう、農地等に対する固定資産税、相続税等について税制上特別のあつかいを配慮するとともに、長期低利資金の融通等農業金融を拡充すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(任田新治君) おはかりいたします。

高橋君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 多数と認めます。

よって、附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し長谷川農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川農林大臣。

○国務大臣(長谷川四郎君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、指導、運営に万全を期してまいりたいと存じます。

○委員長(任田新治君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

昭和四十四年七月九日印刷

昭和四十四年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局